

第百七十七回国
参議院厚生労働委員会會議録第十一号

平成二十三年六月七日(火曜日)

午前十時・分開会

委員の異動

五月十九日

植松恵美子君
風間 直樹君

補欠選任
川合 孝典君
大塚 耕平君

五月二十四日

梅村 聡君

補欠選任
福山 哲郎君

五月二十五日

川合 孝典君
福山 哲郎君

補欠選任
江田 五月君
梅村 聡君

五月二十六日

江田 五月君

補欠選任
川合 孝典君

六月六日

川田 龍平君

補欠選任
中西 健治君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

津田弥太郎君

足立 信也君
長浜 博行君
石井 準一君
藤井 基之君
山本 博司君

委員

梅村 聡君
大塚 耕平君
川合 孝典君
小林 正夫君

衆議院議員

國務大臣

副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

政府参考人

官

谷 博之君

辻 泰弘君

西村まさみ君

森 ゆうこ君

赤石 清美君

石井みどり君

衛藤 晟一君

大家 敏志君

高階恵美子君

中村 博彦君

三原じゅん子君

秋野 公造君

中西 健治君

田村 智子君

福島みずほ君

牧 義夫君

細川 律夫君

鈴木 寛君

小宮山洋子君

大塚 耕平君

阿久津幸彦君

岡本 充功君

小林 正夫君

松田 茂敬君

矢島 鉄也君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査
(子ども手当の見直しに関する件)

(介護職員によるたんの吸引等の在り方に関する件)

(東日本大震災被災者への義援金の配分の進捗状況に関する件)

(東日本大震災被災地におけるドクターヘリの活用に関する件)

(社会保障と税の一体改革に関する件)

(福島第一原子力発電所作業員の内部被ばくの事態把握に関する件)

(福島県内の児童生徒が学校等において受ける被ばく線量の管理に関する件)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(津田弥太郎君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、風間直樹君、植松恵美子君及び川田龍平君が委員を辞任され、その補欠として大塚耕平君、川合孝典君及び中西健治君が選任されました。

○委員長(津田弥太郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省老健局長宮島俊彦君外七名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(津田弥太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(津田弥太郎君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井準一君 自由民主党の石井準一です。

社会保障と税の一体化を議論している政府の集中検討会議が、六月二日に、消費税を二〇一五年までに段階的に現行の五%から一〇%に引き上げ、その用途を子育て、医療・介護、年金に限るという内容の改革案をまとめております。この案は自公政権下で検討されていたものを下敷きとして、このことから分かるのとおり、社会保障と税の一体改革は誰もが安心して暮らせる社会保障改革の実現へ向けての極めて重要な課題であります。

くしくも、この改革案が出された日は、菅政権に対する内閣不信任案が採決をされた日であり、また、政局に意識が向けられたことで、改革案提出後も、参議院においても予算委員会等で菅総理の退陣時期に対する質疑だけが集中をし、いまだこ

の消費増税案について国民に対する周知も十分に行われているとは言えません。さらに、退陣をほめかけた死に体内閣では幾ら立派な政策を打ち出したとしても国民の真の理解は得られないのではないかと危惧しているところであります。

この社会保障の改革案というのは、これは従来から、前の自公政権の中でもいろいろと改革案を検討され、進めてこられた。これはどの政党でもこの社会保障改革はきちつとやっていたかなければならないと、こういう認識は共通であろうというふうに思います。そういう意味では、今の政権、これがいつ替わろうとも、これは社会保障改革、是非ともこれを成功させ、社会保障の改革をこれはみんなですっかりやっていたいかなければいけないことだというふうに考えております。

そこで、この点について大臣に所見をお伺いをしたいと思います。

党の三党で子どもに対する手当の制度の在り方を各党で早急に検討すると、こういうことで合意がなされて、今各党で議論が行われているものと考えております。民主党におきましても、子ども・男女共同参画調査会及び厚生労働部門会議の合同会議などで精力的に議論が行われているものというふうに聞いております。

○国務大臣(細川律夫君) おはようございます。今日もまたよろしく願っています。

政府としては、もう御承知のように、二十三年度について子ども手当法案を提出をさせていたのだところでございましたけれども、国会でのいろんな御議論をいただきました。そして、三月末にはつなぎ法案が議員立法として提案をされまして、今後は各党間のいろんな協議の下で子ども手当制度を構築をしていくと、こういうことで政府提案の法案はそこで撤回をさせていただいたところでございます。

我が国の社会保障は、その骨格ができました五十年前と比べまして、少子高齢化によります人口減少社会に突入をしている、そしてまた若い世代におきましても非正規労働が増大しているという

したがって、今回の三党の政調会長合意に基づいて与野党の議論が円滑に進んでいくように積極的に私どもとしても協力をさせていただいて、与野党間の議論を踏まえまして必要な対応を行ってまいりたいと、このように考えております。

ことで、現役世代は先行きに対する不安感と負担感を強めております。そういう結果、この社会保障制度への不信感も高まっているところでござい

○石井準一君 大臣から御答弁をいただいたように、社会保障と税の一体改革はどのような政権になってもしつかりと取り組んでいかなければいけない、避けられない大きな私たちに課せられた課題であります。本当に十分な決意を持って政務三役、しつかりと取り組んでいただく、私の方からもお願いを申し上げる次第でござい

ます。

また、これに加えて、財政面におきましては、給付費の多くを後代の負担にツケ回している、こういう状況にございまして、少子高齢化が進む中で社会保障を国民生活の安定を支えることのできる持続可能な制度としてやっていたいかなければならないと、こういう私の認識でござい

ます。

○国務大臣(細川律夫君) 子ども手当につきましては、今年の三月にいわゆるつなぎ法案が成立をいたしました。平成二十二年度の子ども手当の支給が六か月延長されたところでござい

ます。

○国務大臣(細川律夫君) これは、二十三年度の子ども手当法案を作る段階から地方の皆さん方とも協議をしてまいりました。そして、その二十三年度の子ども手当法案の成案を得たときに、そのときに地方の皆さんとは、次の二十四年度の子ども手当、これについては地方と協議をすると、こういうお約束をしておりましたので、先般、そのお約束どおり地方の代表者の方と協議をいたしたところでございます。そこで話合いをした内容におきましては、地方からの様々な御意見が

まして、今後子ども手当についてのいろいろな建設的な、地方の立場としての建設的な意見もいただいたところでございます。

○国務大臣(細川律夫君) 先ほどもお話し申し上げたように、三月末につなぎ法案が国会で成立させていた、九月まで二十二年度と同じような子ども手当が支給されておると、こういうことになっております。

また、これに加えて、財政面におきましては、給付費の多くを後代の負担にツケ回している、こういう状況にございまして、少子高齢化が進む中で社会保障を国民生活の安定を支えることのできる持続可能な制度としてやっていたいかなければならないと、こういう私の認識でござい

○石井準一君 三党間のいろいろな意見を聞く、また地方の意見を聞く、これも大切なことだと思

うわけであります。ならば、政府・民主党内で意見集約ができないのはどの部分であるのか、所得制限であるとか支給月額、その他もろもろ、あわせて、所得制限及び支給月額の引下げに対する厚生労働大臣の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 子ども手当の担当で

この子どもに対する手当の制度、これについて検討すると、こういうことになっておりまして、私どもとしては、むしろ各党間でいろいろと議論を進めていた、各党の間でこの子ども手当についても話合いが早くまとまっていたら

と、このように考えているところでございます。

○石井準一君 三党間のいろいろな意見を聞く、また地方の意見を聞く、これも大切なことだと思

うわけであります。ならば、政府・民主党内で意見集約ができないのはどの部分であるのか、所得制限であるとか支給月額、その他もろもろ、あわせて、所得制限及び支給月額の引下げに対する厚生労働大臣の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 子ども手当の担当で

この子どもに対する手当の制度、これについて検討すると、こういうことになっておりまして、私どもとしては、むしろ各党間でいろいろと議論を進めていた、各党の間でこの子ども手当についても話合いが早くまとまっていたら

と、このように考えているところでございます。

○石井準一君 三党間のいろいろな意見を聞く、また地方の意見を聞く、これも大切なことだと思

うわけであります。ならば、政府・民主党内で意見集約ができないのはどの部分であるのか、所得制限であるとか支給月額、その他もろもろ、あわせて、所得制限及び支給月額の引下げに対する厚生労働大臣の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 子ども手当の担当で

この子どもに対する手当の制度、これについて検討すると、こういうことになっておりまして、私どもとしては、むしろ各党間でいろいろと議論を進めていた、各党の間でこの子ども手当についても話合いが早くまとまっていたら

と、このように考えているところでございます。

○石井準一君 三党間のいろいろな意見を聞く、また地方の意見を聞く、これも大切なことだと思

うわけであります。ならば、政府・民主党内で意見集約ができないのはどの部分であるのか、所得制限であるとか支給月額、その他もろもろ、あわせて、所得制限及び支給月額の引下げに対する厚生労働大臣の見解をお伺いをしたいというふうに思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 子ども手当の担当で

この子どもに対する手当の制度、これについて検討すると、こういうことになっておりまして、私どもとしては、むしろ各党間でいろいろと議論を進めていた、各党の間でこの子ども手当についても話合いが早くまとまっていたら

その議論の本身は、今大臣からもお答えしたように、各党間でいろいろ御議論をいただいていると承知をしておりますが、民主党の中の議論でも、やはりこれは既に年少扶養控除を廃止をしておりますので、そのことによる減額と子ども手当の額との形で、せっかくGDPの中で非常に〇・七％しかなかった子供の予算が、一％を超えたのに、今回既に下げられていてタイムラグがあるのにな、でなかなか皆さん御理解いただけないんですが、今年から国税の所得税の部分の年少扶養控除がなくなり、来年から地方税の住民税の年少扶養控除がなくなりまして、そうすると、金額によつてはかえって子供を持つ家庭がマイナスになってしまう、そのことをどうしたら防げるかというのが一番の論点だということに承知をしております。

中からまず第一歩としてこの子ども手当の充実と
いうことをいたしました。

で、幼保一体化を含めて、今度は就学前の子供の質の良い居場所をつくること、このようなことやワーク・ライフ・バランスとか全体を合わせて実現をしていつて持ちたい人が子供を持てる、特に生まれてきた子供たちがしっかりと育てる、そういうことを旗印に掲げて党としてもやってまいりましたので、その理念自体は揺るいでいないと思っておりますし、今三党でお話をいただいているこの子ども手当につきましても、以前のもよりは充実する形でお話をいただいているというふうに承知をしております。

○**副大臣(小宮山洋子君)** この子ども手当に限らず、マニフェストについては今党内で見直しの議論が行われているというふうに承知をしております。

その結果、いろいろな状況の中でお約束したのと違う場合にはしっかりと説明をして納得をさせていただく、そういうことだと思っておりますので、子ども手当その中の重要な項目であるところ

○副大臣(小宮山洋子君) それも党内のマニフェストの見直しの中で議論をされていると承知をしておりますが、やはりいろいろな経済状況を含めて、実際に政権を取った中での対応ということ

○石井準一君　ならば、結果的にマニフェストの履行ができない場合には、どのような国民に対して説明責任を果たしていこうと思われているのか、この辺もやはり一つの結論が出てから説明をするのではなく、一連の流れの中で丁寧に説明をしていく大きな責任があると思うわけでありますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 先ほどから何回か申し上げていますが、マニフェストというのはもちろん国民の皆様への公約でございますから、なるべく守れるように努力をしております。けれども、様々な状況の中でそれがお約束どおり実現できない場合には、どういう理由でそれがそうになっているのかということと、国民の皆様には説明責任を果たしていくことだと思っております。

○石井準一君　子ども手当てだけではなく民主党が掲げたマニフェストに多くの国民が支持をし、政権交代を果たしたわけであります。多くのマニフェストが実際に履行できないというような場合には、やはり国民に信を問うと、いわゆる選挙をするということは頭脳にあるんでしょうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○副大臣(小宮山洋子君) 私がお答えしたいのかどうか、今の流れの中でお答えをする立場になりましたけれども、やはり、ただ、マニフェストの中で実現しているものはたくさんございます。昨年末に厚生労働省の中でも岡本政務官を中心にそのチェックをいたしまして作っておりますので、必要があればまたお届けをいたしますけれども、多くのものは着手をし実現をできております。

ただ、子ども手当を始め幾つか大きな財源を必要とするものにつきましては、様々な状況の中でお約束どおりもできないということになれば、そこはしっかりと説明責任を果たすと。ただ、こういうきちんとした具体的な中身を盛り込んだマ

ら、今後ともそういう形で皆様を選んでいただく指標としてマニフェストをお示しをしながら、たゞ、それをマニフェストのとおりに全部やれというふうに国民の皆様が思っていられしやるかどうかということも次のまた選挙のときの審判の材料になるかというふうに思っております。

○石井準一君 東北地方を襲いました震災を理由にマニフェストの変更をするようなことのないように、しっかりとやはり掲げたマニフェストは国民に対する約束でありますので、しっかりとやはり履行していただきたい、それを強く私の方から厚労大臣を始め政務三役の方々にお願いをしたいなというふうに思っております。

時間の関係上、私の質問はこれで打ち切らせていただきます。ありがとうございます。

○**大家敏志君** おはようございます。自由民主党の大家敏志です。

繰り近しくなりますが、六月二日に社会保障改革に関する集中検討会議から社会保障改革案と称する報告書が出されました。基本的には社会保障改革を行うためには消費税増税やむなしというようなことだと思えますけれども、この内容についてはまた日を改めることとし、私は今日は、医療、介護人材というか、マンパワーの問題に絡んで質問させていただきたいと思うんですが、昨年度りから医療、介護関係の資格制度をめぐって様々な制度変更が行われていますので、そのことについて今日は見解を問いたいと思います。

特に、先ほどのこの報告書の中でマンパワ－の必要量の見込みというページがあるんですけど、平成二十三年年度では四百六十二万人ということに対して、四年後の平成二十七年年度には五百二十万から五百四十六万と増加を見込んでいるようなんです。四年間で六十万人から八十万、つまり一年に換算すれば年間十五万から二十万ほど増加をしなければならぬという見込みな

んですけれども、医療崩壊という言葉が流行し、医師不足、看護師不足、介護職不足と言われる中で、厚生労働省としては様々な対策をいろいろ打ち上げられていると思いますが、私はどれを取ってもびぼう策のように感じてならないんですね。特に、介護福祉士の世界においては、養成施設の定員の充足率は五割強だというふうに聞いています。

そういう状況がある中で、今回の報告書のこの見込みというものが妥当なのかどうなのか、まず大臣にその見解をお伺いをしたいというふうに思っています。

○国務大臣(細川律夫君) 大家委員が言われるように、これからの介護などに必要とするマンパワーというのはこれから更に増大をしていくのではないかとこのように思っております。これは、人口減少社会を迎えまして将来的な労働力人口というのが減少をしていくことが見込まれておりまして、一方で、今後とも先ほど言いましたような介護が必要となるような高齢者がどんどんどんどん増えてまいります。したがって、質の高い介護人材を安定的に確保するということが大変重要な課題となってくるわけでございます。

そこで、厚生労働省としても、特にこの二、三年、介護人材の確保に向けて様々な取組を重点的に進めてまいりました。先ほど、今、大家委員の方から指摘がありました、介護福祉士の養成施設の方がなかなか充足率が少ないのではないかと、こういう御指摘でございましたけれども、この入学率につきましても年々少し増えてきておりまして、この充足率が、二十年度にはこれが四六%でありましたけれども、二十一年度が五五%、そして二十二年度は七六%というふうにだんだん増えてきておりまして、更にこれを私どもとしては、この介護分野というのは今後の成長産業でもあるというような位置付けもいたしましてこの人材の養成に継続的に取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

そこで、今後とも、新卒者が介護の方の仕事に

就くというだけではなくて、ほかの産業からの転職者とか、あるいは子育てが一段落した主婦層の人たちに、そういう人たちにも介護の方に入ってきていただくというようなこと、さらにキャリアパスなども示して、就業後に段階的に技能形成を促して資質の向上を図ると、こういうようなことをしていただいて介護の職場が魅力あるものにもしていきたいと思います。この介護人材の確保に今後とも取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○大家敏志君 大臣から答弁をいただきました。ただ、現実には少し違っておって、若者の心を揺り動かすような現状にはないというふうに思うんですね。使命感を持ってこの職業に進まれる方多いんですけれども、現実には本当に厳しい。いろんな場面でも指摘がございまして、給料が安いということを含めて、現実にもっともいろいろな対応が必要だということに思っています。

そんな中で、とにかくこの人材の確保というのは本当に重要な問題です。そこで、看護師不足対策の一環として、今日もこの後あるんだと思うんですけれども、特養などで介護職にたんの吸引、喀たん吸引や胃瘻の管理など医行為を認めるという方向で制度改正が予定をされていると聞きます。特に、この制度では、老人ホームなどでは看護師のいない夜間に介護福祉士などがたんの吸引、医行為が行えるものとするというようになると、患者さんの安全を守るということで医師を中心に看護職など資格体系がきちんとでき上がっているというふうに思います。そんな中で介護職の方に医行為を認めるというのは、単純に認めるというのは木に竹を接ぐような行為だと思っております。

○国務大臣(細川律夫君) 今回、介護保険法の改正ということで、この後も御論議をいただきたいと思っておりますけれども、介護職員の皆さんにたんの吸引とかそういうことを法律上行うことができる

という、そういうことをさせていただくという、そういう法案も提案をして議論をしていただいておりますけれども、介護保険制度というのがこれは十年をたちまして、非常にサービスを受ける方も増えて、当時からすれば二・六倍にもなっている、そしてまた、国民の皆さんからはこの介護の制度については六〇%以上の方が評価をしていると、こういうことでございます。

したがって、制度そのものはしっかり充実をさせていくと、こういうことで、そのためには介護職員さんの質なども向上させていくということと、今回たんの吸引などについても法律上認めるところでございまして、そのほかにも、これはやはりお年寄りが今何を考えられているかというところ、できるだけ自分の家で、在宅で最期まで暮らしたいと、こういうお年寄りのニーズがございまして、そういうお年寄りのニーズ、これは医療も含めてでありますけれども、重度者が在宅で暮らしていただける、それを支えるというサービス、これが今不足をしているんじゃないかと。それからまた、医療と介護の連携の確保も、これもまた非常に今課題でございまして。

そういうことも含めて介護の方についての充実、特に介護職員のいろいろな質の向上も含めてしっかりと取り組んでいかなければいけないんじゃないかとこのように思っております。これは社会保障改革の中でも取り上げられたところでありまして、今度の提出している法案の中では、二十四時間対応の定期巡回・随時対応型サービス、あるいは小規模多機能居宅介護と訪問看護を組み合わせたいというように、そういうところも工夫をさせていきたいと思います。介護の方を充実をさせていきたいと思います。御意見もいただきますので、委員からいろいろと御意見もいただきます。

○大家敏志君 ちよつとよく分からない部分もありましたが、最大の違和感は、介護士さんたちが特養やデイサービスや自宅などでは喀たん吸引が

できるけれども、医療機関ではこれはできないという点なんですね。安全な場所においては認めないけれども、より安全な場所では認めなくて自宅やその他の施設では認めると。現場でそういう二一がございっているということはもちろん分かりますけれども、私は、結局、医療職や介護職の体系を根本から見直すことを避けて日先の調整だけをやっているんじゃないかというふうに思うんですね。

特に、話は大きくなりますけれども、元々業務独占を認めるという資格法は、憲法の職業選択の自由の特例として、国民の安全を守るという公共の福祉によつてのみ制限されるものであつて、今回のような、不合理な業務独占だと思うんです。安全なところでは認めなくて、それよりも安全性が劣るという場所では認めるという、その面において不合理だと思ふんですけれども、そこが、政策的にも憲法的にもという法律的にも大臣としてどうお考えになりますか。

○国務大臣(細川律夫君) 確かに委員が御指摘のように、安全な医療の場で、そこでなぜ介護の人たちがたんの吸引ができないかと、これは余りにもおかしいじゃないかと、これは私も最初にはちよつとそういうことも感じたところでもございます。

ただ、これについていろいろ検討会をつくりまして検討させていただきました。介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方検討会というところで今委員が御指摘のところについても検討いたしました。そのときにいろいろ議論がありまして、出てまいりました意見については、例えば、今まで、これは医療行為でありますから、何かできないところを事実上できるというふうな形でこれが認められてきたところでありまして、今度、所定の看護職員が配置をされている病院などで介護職員によるたんの吸引を積極的に認める必要があるのかどうかと、これが一つとか、あるいは、医療機関は治療の場というところでありまして、患者の状態なども安定していな

いというような安全面の課題が多いということを考えると、これは病院などではそれは看護師さんがあるので、むしろきちんとその方々にやっていただけたらいいのではないかと、こういう意見も出て、結局、医療のところでは、そういう事業が行われているところでは今回は認めないと、こういう結論にした法案になっております。

○大家敏志君 苦しい答弁だと思ふんですね。やっぱりほう策と言わざるを得ないと思ふんですね。もっと根本的な部分にやっぱり踏み込む、それには財源はどうするんだという大きな問題にもちろんぶち当たっていくというふうに思います。

と同時に、今回、福祉士さんに認めるということですから、今の方は講習を受けることが加わるのか、責任は重くなる、けれども、それが給与に跳ね返るのかという問題もまだ残されているんです。先ほどの、若者に夢をと、目標を持っています。この職業に就いたとしても、安い給料で苦しんでいるという現状にもつなげていく問題も残されています。

何より、このような政策が必要となった背景としては、二日に出版された集中検討会議の報告にもあるように、近年の医療機関の機能再編によって平均在院日数の短縮が進んだことによつて、今回のようなたんの吸引や胃瘻の管理などが必要な患者さんが医療機関から老人ホームに移つていっている。と同時に、介護病床も廃止するなどと言っていますけれども、そのような流れの中ですます事態は深刻になっていっているというふうに思います。

そこで、老人ホームの夜間には看護職がいないので介護職で対応する必要があるという問題設定そのものが間違っているのではないかなというふうに思います。医行為が必要な患者さんについては医療職が十分に配置をされている施設に移行すべきではないか、そういう問題設定にするべきではないかというふうに思います。

こういう状況の中で、大臣の選択肢つてそんな

に多くないと思ふんですね。一つとしては、平均在院日数を短縮をして、繰り返しになりますけれども、喀たん吸引など医行為が必要な患者を医療機関から追い出す政策をやめて、医療機関において医療職がきちんと対応するようにするか。二つ目は、老人ホームなどが喀たん吸引などの医行為ができるような体制を取つて看護職などの人員配置の基準を見直すか、保険による訪問介護などを認めて夜間の対応を協議するということ。三つ目は、そもそもこの医行為の範囲を見直して喀たん吸引などを医行為から外していくか、介護福祉士の養成課程を医療職として位置付けてカリキュラムや試験などの制度を医療職としてきちんと位置付けるかというふうな考え方できちんと整理をする必要があると思ふんですね。大臣の考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○副大臣(大塚耕平君) 大臣への御質問ですが、私も担当でございますので。

大家先生が今詳細に報告書もお読みいただいたて、もう十数年前に社会的入院が問題になって、病院にお年寄りが長くいらつしやる、この状態を何とかしなくてはならないということで介護保険制度が始まりました。そして、今回、やはり大きな改革の中で、医療は急性期の医療を中心にできるだけしつかりやって、言わば慢性期で療養型の皆さんというのはできるだけ介護の方に移つていただくという、こういう大きな流れがある中で、看護士さんと介護士さんの境界線の職務というのはだんだん増えているわけですね。

だから、今、大家先生、一番最初には、資格はつきり決められているんだからその資格に忠じてやるべきだという、最初そういう御意見のようにな聞かえただんですが、後半は逆に業務独占はいかなものかというようにも聞かえただんすけれども、この境界線の領域をどうするかということ、これが今後はどういう政権であつても常に付きまとう課題であります。

したがって、先生がおつしやるように、医行為を明確に分けて、今まで医行為であつたものを医行為でなくするという考え方も一つありますけれども、しかし、やはりたんの吸引は危ないことは危ないという面はありますので、したがって、専門性を持たれた看護士さんであるとか介護士さんであるとか、こういう方々に、先ほど大臣が申し上げましたようにしつかり議論をしていただいた結果、今回はその境界領域についてはこういう対応が一つの結論であらうということになったわけでありまして。

その大きな、大きなといいますか、もっと抜本的に資格の対応から何か見直すべきという御意見もよく分かります。しかし、これはそれぞれの職務に携わっている皆さんにとつてはそう簡単な話ではないということも御理解いただけたらと思いますので、これは医療とそして介護というものがもう明確に確立してきたこの流れの中で、その境界領域に属する患者さんたちあるいは国民の皆さんに対して、どういう対応をどういう専門性を持った方々が行っていくのかということについては今後とも我々もしつかり検討させていただきます。そういうふうに思います。

○大家敏志君 本日に重要な問題だというふうには思っています。それはどの政党が政権を取ろうと誰が担当しようとする問題ではないということももう文字どおりであります。けれども、やっぱり木に竹をというふうなことはなくて、根本的にいろいろなことを考えていくことが今重要な時期になっているというふうに思いますので、これからいろいろな面で指摘をさせていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。本日は、義援金の問題と原発作業員の方々の労働環境についてお伺いを申し上げます。この義援金についてお伺いを申し上げます。この義援金につきましては、五月二十五日の災害対策特別委員会におきましても被災者生活再建

支援法に基づく支援金の問題とともにお聞きを申し上げます。被災者の皆様に一日も早くお届けする、それが最優先の課題であると思ひます。

六月三日現在、義援金二千五百十四億円のうち被災都道府県に約八百二十三億円の送金をされ、被災者の手元に渡つたのは三百七十億円、義援金全体の一五％でございます。大変支給が遅れております。三か月たつて、日本中の方々が真心からの善意で集まつた義援金がまだ手元に行つていない。被災地の方々、例えば失業で仕事がなく日々ガソリン代さえ大変もう重い負担だと言われる方々にとりましてこの支給が遅いということが指摘されているわけでございます。なぜ遅れているのか、この理由に関しましてどのように分析をしているのか、見解伺いたいと思ひます。そして、こうした状況改善に大臣からの指示で、二十七日、三十日と、厚労省、総務省との現地調査をされたというところでございますけれども、併せて報告をお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(清水美智夫君) 義援金についてのお尋ねでございます。

まず、配付が遅れております理由としましては、御承知のとおり、今回の震災、大変大規模なものでございまして、被害が多数の都道府県にわたつてございまして、その間の配分ルールどうするかということ、発災後一ヶ月くらい時間を要して、その結果として日赤等によります義援金配分割合決定委員会が設けられたと、その点が一点でございます。

二点目でございますが、被害の全容、特に住宅被害の全容把握に時間が掛かっているという実態があるわけでございます。内閣府の方で罹災証明につきまして相当の簡略化などをされておられますけれども、それでも津波流失世帯以外は基本的には行政職員が一戸一戸をお訪ねして、全壊、半壊、あるいは被害なし、あるいは一部損壊、大規模半壊といった認定をしなければならぬといった点で、まだ住家被害、住宅被害につきましては全容が明確になっておらないという点がございま

す。
三点目でございますが、やはり自治体も被災した、中には庁舎が全部津波で壊滅的な被害を受けたところもございますし、被害が大変大きかったわけでありまして避難所運営業務の方に相当人手が取られた、他自治体からの応援を得ても避難所対応に相当多くの人手を割かなければいけなかった、あるいは取引の金融機関の方のシステムが相当ダメージを受けて手入力等の作業で時間が掛かったといったようなことがあったというふうに伺っております。

これへの対応、一点目につきましては、義援金配分割合決定委員会が設けられたということを上げました。二点目につきましては、いろいろと他自治体の応援等でございます。実態調査でも、他の自治体の応援というところで相当程度軌道に乗りつつあるのかなということでございます。ちよつと簡単に、省略して恐縮でございますが、御報告でございます。

○山本博司君 今、三か月たつての状況、特に自治体機能がない地域、これは、特にやはりこうした面では、そうした自治体の方でも少ない人数で様々な事務作業をされているわけでございますから、当然国の様々な支援が必要だと思います。そういう観点から調査もされたんだと思いますけれども、その意味で、一刻も早くスピードを持って対応しないといけないということで、昨日、義援金の配分の割合決定委員会、これが二回目が開催されたということが報道されております。一括比例配分のポイント方式とか様々議論がされたようでございますけれども、その報告をお願いしたいと思います。

○政府参考人(清水美智夫君) 御指摘のとおり、義援金配分割合決定委員会が昨日開催されました。その結論、ポイントを上げますと、義援金は被災の程度に応じて県レベルに配分されるべきと。具体的には、死亡、行方不明、全半壊、原発避難関係世帯数を被災の程度の便宜の指標とす

る、要するに被災者への配分額には直結しないという意味でございますけれども、そういうことでやるということ。それから、自治体から被災者への義援金配分に当たっては、迅速性を旨とする部分と公平性を旨とする部分、二つ分けるということも考えられるのではないかと提起。あと、迅速化への他自治体の職員の応援の活用であるとか事業活動等に配分しないといったことが共通理解として定まったところでございます。

○山本博司君 今回、日赤にまだ千六百九十一億円、これがまだ都道府県に配られていないということ、それを迅速にしていこうということも含めて、都道府県に対してはどのぐらいの金額をいつごろまでに送付するのか、この点はいかがでしようか。

○政府参考人(清水美智夫君) 時期といたしましては、日赤も、またそれを支援する私どももいたしまして、六月中なるべく早い時期に第二次の送金が行われればということを考えている段階でございます。

額については、まだ十分な検討が行われておりません。といいますのは、数字が都道府県から上がつてきて、その数字に基づいて結果的な留保、といいまして被害状況によってどんどん少なくしていくわけでありまして、そういうものが定まっていこうということになります。六月中に送れるものとしては八百億円とかその以上になるのかな。

ただ、いずれにしても、被害状況の判明とともに千六百九十一億円は全て、プラス今後集まってくるものとすればそれも全てこの方式に従って送金していくと、各自治体に送金していくと、そういう考え方でございます。

○山本博司君 やはりこれは速やかに都道府県、自治体に任じていってそれで対応するということだと思いますので、これ一刻も早く対応していただきたいと思ひます。

のポイント制の中には重傷者とか、また阪神大震災でも児童とか要援護者とかそういう方々が対象になつていたわけですが、今回の中にはそういう形のポイントにはなっておりません。こういう方々、第三次で検討をされるのか、それとも、自治体に金額を配付されますからその中から各自治体が判断をするのか、この点、いかがでしようか。

○政府参考人(清水美智夫君) その点につきましては、御指摘の後者の方でございます。

死亡、行方不明、全半壊、原発といった指標で配分するのはあくまで日赤等中央から県レベルまででございます。県レベルでは地域の実情において様々御検討いただきたいということで、昨日の共通認識というまとめのペーパーにおきましても、相当部分は言つた指標で迅速に配分するの部分が望ましいが、読み上げますと、また、これ以外の部分については、公平を旨としてきめ細かい検討が望ましいといった記述がございます。先生の御指摘はまさにこの部分で当たれるもので、県レベルで御検討いただくことが望まれているものというふうに理解してございます。

○山本博司君 なぜ遅れてしまったのかといいますが、全壊が三十五万円、半壊が十八万、この認定がなかなか各地方自治体、大変だということが実態の部分でございます。

今回、厚労省の案では一律給付という形で考えていた部分がありますけれども、一律支給案、同じようなポイントということですが、各自自治体からは結局、第一次配分で違うということで合理的に説明が付かないと、こういう形で拒否されたわけですが、これは四月八日の最初の段階での大きな判断ミスということではないんですか。

○政府参考人(清水美智夫君) 当日、昨日でございますけれども、全半壊につきましては、御指摘のとおり、被災三県の方から、それはやはり差を付けた方がいいと、やはり全壊と半壊では被害の程度

も違うので差を付けるのがいい、また第一次もそうだったというふうなお話ございました。その中では、第一次の配分がおかしかったというふうな御指摘はなかったというふうに記憶してございます。

○山本博司君 大臣、やはり今被災されている方々、一番最も必要なことはスピードなんですよ。いち早く対応していくということがこの義援金も含めて大変大事だと思います。

それで、今第一次の配分に関しまして一四〇、この地方自治体を含めて機能が大幅に低下している中、じゃ、大臣としてどういう形の支援をしていくのか、また昨日のこの委員会を含めた内容を含めて、今後どういう形で義援金支給に關して取り組まれるのか、決意をお聞かせください。

○国務大臣(細川律夫君) 私も山本委員と同じ気持ちでありまして、とにかく早く被災地の被災された皆さんのところに義援金が届くということが肝心なことだというふうに思っております。

そこで、どういう形でこれを早くしていくかというところにつきまして、昨日、配分委員会が行われたその後、被災三県とそれから日本赤十字社の方、そして厚労省の職員、協議をいたしまして、そこでチームを組みまして、義援金の配分が遅れている自治体に巡回で訪問をして、どういうことをすれば義援金が早く配れることと、こういうことをの応援が可能かということをやることになりました。そして、職員などが不足して進んでいないということになれば、これは総務省とも相談をしまして、その職員を増加するというか、応援部隊を送つてでもしつかりそこで対応をしていくこと、こういうことにいたしましたので、そういうことで、もうとにかく被災された方に対しての義援金が早く届くようにしつかりやっていきたいと、このように考えております。

○山本博司君 大臣、是非とも、これはもう被災者の方にとりまして一刻も猶予がありませんので、お願いをしたいと思います。じゃ、政務官、済みません、一問、同じく二十

待たされた事例があったとか、十六機の、総合的にどのように運用していったらいいか、その司令塔がなかなかないというような問題というのは今指摘されているところだと思います。

国においても、今後、医療計画の中でドクターヘリの重要性というものをきっちり認識して位置付けるとともに、福島県、私はもう一機やっぱり置きやすい環境をつくってあげるとともに、岩手

県と宮城県には現在ドクターヘリがありません。道路がなかなか困難な状況において、このヘリは運用することができず環境整備、配置しやすい状況、国の方で何かお考えいただくこと、見解を求めたいと思います。

○政府参考人（大谷泰夫君） 今回の東日本大震災

に、災害派遣医療チーム、いわゆるDMATの被

災地への派遣や移動、あるいは患者搬送のために大きな成果を上げたというふうに承知しておりますが、今回のドクターヘリの活動について、関係機関からその運用実態、情報の収集や分析を行って、今後、医療計画の見直しと併せて必要な検討をしていきたいと思っております。

あるいは福島の問題もございますけれども、従来から財政支援を行って導入を促進してまいりましたけれども、御指摘ありましたような各県について、地域の実情に応じて導入が進むように働きかけを進めていきたいと考えております。

○秋野公造君　どうか地元の声をよく聞いてほしいと思います。

　　済みません、最後に。東京電力の作業員の内部被曝の調査については、先日、平野部長からも厳しい御指導がなされたと同じでしたが、法令上義務付けられている三か月に一度の内部被曝の調査

できてもこのような状況であります。しかしながら、厚生労働省は、か月に一度内部被曝の調査をするべきであるということを口頭でもきっちり東京電力に対して言っているわけであり、これを機会に、か月に一度の内部被曝の調査も東京電力に

きつちり周知を働きかけるべきではないかと思えますが、大臣の見解を求めたいと思います。

○国務大臣(細川律夫君) 委員が御指摘のように、緊急作業に従事しているその作業員に対して、これはしっかりと内部被曝調査についてもやっていたかなければというふうに思っております。

今委員から御指摘がありましたように、一か月で一回内部被曝の測定、これができると、月に一回全作業員に調査ができるような、検査ができるような、まずそういう体制をつくって、そして労働者ごとの被曝線量の累計を定期的に労働者お一人お一人に文書で通知をすること、そして労働省の方にも報告をするようにと、こういうことを東電の方にしっかりと求めたところでございます。

また、一日の被曝線量が、ミリシーベルトを超えるようなおそれがあるような作業については、これはもう事前に放射線作業届を労働基準監督署、ここに提出をしるということを事前にそういうこともさせまして、届出内容等きちんと守られているかどうかということで被曝の線量管理の徹底や被曝線量の低減についての指導を行うということにいたしているところでございます。

もう委員が御指摘のように、外部被曝、内部被曝、しっかりと放射線量を管理をしていくということが大事でございます。厚生労働省の中に原発作業健康管理等の対策推進室というのをつくりまして、これはもう三十名を超える体制でつくりまして、これらの点についてはしっかりと対応してまいりたいと、このように考えております。

○秋野公造君

大臣、どうぞよろしくお願いします。終わります。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。本日は、川田龍平議員に代わって質問の方させていただきます。

後発医薬品利用促進についてですが、これまで後発医薬品の数量ベースのシェアを三〇%以上にするというのが政府の目標でありましたけれども、依然後発医薬品の使用は伸びておりません。今回、社会保障の一体改革の中でも項目として掲げられております。そして、厚労省の武田総務課長は六月二日の会見で当然新たな目標設定が視野に入ってくるとの認識を示されましたけれども、これは数量ベースで更に欧米並みの六〇%以上まで持っていくということを考えているのか、具体的な数値目標をお示しいただきたいと思えます。

そして、数値目標が現時点でまだ立っていないということなのであればいつ目標を設定するのか、そしてまたどのような方策で利用促進を図っていくのかということについても併せて伺いたいと思えます。

イタリアやドイツなど後発医薬品の使用が高い国では参照価格制度の存在が大きな意味を持つているというふう聞いていますけれども、以前これは日本でも議論されたと思いますけれども、それはしないにしても何らかの具体策があるのかどうか、そこについて伺いたいと思えます。

○政府参考人(外口崇君) 後発医薬品につきましては、患者さんの自己負担の軽減や医療保険財政の改善に資することから、平成二十四年度までに後発医薬品のシェア、数量ベースを三〇%以上にすることを目標としてその使用促進を図っているところであります。

その使用促進に当たりましては、後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムを策定いたしました。そして、処方箋様式の変更、調剤報酬上の評価、普及啓発等を進めているところでございます。

後発医薬品の使用を更に進めていくことは必要と考えております。そのための目標や具体的な施策については、現在の目標の達成度合い、直近の調剤メデイアスの数量シェアでは、二十二年十二月現在の数字は二二・八%ということになっております。また、これまでの施策の成果と課題等を踏まえまして、今後、関係者と十分に協議しながら検討してまいりたいと考えております。

先生の方からパーセントの数字出ておりますけれども、例えば日本の場合では先発医薬品で後発品の少ないというものが約二割ございます。それから、先発品と後発品の区別の付いてない製剤、例えば漢方エキス剤とか生薬とか昭和四十二年以前の局方品とか、そういったものも約二四・八%あるわけでございますので、そういった数字も勘案しながら目標を考えてまいりたいと考えております。

○中西健治君 続きまして、税と社会保障一体改革について全体的な質問をさせていただきます。そもそも、二月以降、集中検討会議は何を目的として議論をしてきたのでしょうか。六月二日の原案によりまして、給付抑制には余り踏み込まずに機能強化策を並べることに傾注して、現行制度を継続するよりも、二〇一五年度で二兆円、そして二〇二五年度で五・二兆円給付が膨脹するということとなったわけですが、これまでの話合いの中で、試算結果というのはもう最後の最後まで明らかにしないで、あるべき姿若しくは望ましい制度について話し合うというプロセスに問題があったのではないのでしょうか。言わばウィットシュリスト作りをしてきた厚生労働省内部でも、今回の案について請求書作りだと言われていたというように問題がなかったか、大臣にお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(細川律夫君) 集中検討会議におきましては、五月の十二日、社会保障の改革につきまして、これは厚生労働省案というのを報告をしたところでございます。その案の中でも、医療・介護を始めとして給付の重点化あるいは効率化等も盛り込んでいたところでございます。さらに、この厚生労働省案をたたき台といたしまして検討が行われてまして、六月二日には可能な限り具体的な数値目標も織り込んだ費用試算が社会保障改革案と一体のものとして取りまとめられたところでございます。

会議におきましては、重点化、効率化の観点からいろいろな委員の方からも意見が出され議論がされたところでありまして、充実する項目だけではなくて、重点化、効率化の項目につきましても今回の改革案には示されているという認識でございます。

○中西健治君 今大臣、重点化、効率化ということをおっしゃられましたけれども、今回の案では、低所得者への年金加算が六千億円増とながら、一方で高所得者の年金減額は四百五十億円にとどまってしまうというところで、やはり踏み込み不足ということは否めないんじゃないかと思えます。

世代間の公平性も図られていないということですので、これでは菅首相が言っていた支え合い三本柱の一つである世代内、世代間での公平な支え合い方針にも合致していると思えませんし、現役世代の不公平感がますます増えるというような案では、いきなり消費税増税一〇%と言われても、到底国民の理解は得られないのではないかと思います。大臣、どうお考えでしょうか。

○国務大臣(細川律夫君) 今回の改革案では、子ども・子育て支援や若者雇用対策の強化など、高齢世代のみならず現役世代や将来世代にも配慮する社会保障制度改革、社会保障制度の転換を進める政策も考えておりまして、改革案全体としては、世代間でのみならず世代内での公平を重視した改革を行うという基本的な考え方に沿ったものでございます。

そのうち、低所得者への年金の加算の制度については、これは現行制度におきまして基礎年金額の満額より低い額の年金額となつていて、現行年金制度の最低保障機能を強化すると、こういうことが必要となつてきておりまして、低所得者に対する年金受給者に対して基礎年金に一定額を加算して支給をする制度を検討するものでございます。これと併せて、委員が指摘されましたような、相当程度に高い所得を得ている人に対しては、老齢基礎年金について

その一部を減額することも検討をいたしているところでございます。

社会保障の内容につきましては、部分的なところではなくて改革案全体として御覧をいただきたいというふうに考えておりまして、その上で、現行年金制度における最低保障機能の強化策と高所得者の年金給付の減額については併せて検討をしていくと、こういうことでありまして、年金制度の改革の詳細につきましては、今後、税制抜本改革とともに議論を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○中西健治君 一点確認させていただきたいんですが、今後、税の在り方の議論が始まるわけですが、税の在り方の制約によって給付の抑制の再検討がなされることあると考えていいでしょうか。その場合はこの会議で検討し決定をしていくのか、端的にお答えください。

○副大臣(大塚耕平君) 集中検討会議は六月の二十日ごろを目標に今作業を進めておりますので、まず、そこに至る過程で一つそういう議論が行われる可能性はあると思います。その後、政府・与党案がまとまりまして、社会保障改革はこれは公党間、広い合意がなければできないという認識でおりますので、その後、政治プロセスの中でやはり給付抑制が必要であるという議論がまた起きてくる可能性もありますので、累次にわたり行われるものと思っております。

○中西健治君 一つ要望ですけれども、政府案には例えば医師の偏在は是正ですか、先ほど申し上げました後発医薬品の使用促進とか、メニユーは掲げられているんですが、いかにということが全然方策が書かれていないということですので、国民が知りたいのはどのようにこれからやっていくのかということですので、是非とも分かりやすい方策、プランについて早急にお示しいただきたいというふうに考えております。

続きまして、年金についてですけれども、平成十六年の改正でマクロ経済スライドが導入されましたけれども、特例措置によって法律が規定する

本来の年金水準にはなっていないのは皆さん御承知のとおりです。

そこで、物価スライド特例措置に関して二点お尋ねいたします。

第一に、平成二十三年度における実際に支給されている年金水準と物価スライド特例措置がなかった場合の年金水準の差額を支払総額でお答えいただきたい。

そして第二に、平成二十二年年度以来、この特例措置の影響で本来水準と比べてどれだけの年金を過払いしてきたのか、その総額についてお伺いしたいと思っております。

○副大臣(大塚耕平君) 数字を二つお答えする前に、過払いという御表現をいただいたんですが、過払いという表現は必ずしも適切ではないということは申し述べさせていただきますと思います。

この物価スライドの特例措置は、平成十一年から十三年にかけての物価下落時に国民生活への影響に配慮して、これは国会の全会派の賛成で決定をされたものでありますので、そういう制度の下で行われているということでありまして、過払いということではございません。

さりながら、あえて先生御指摘の点を計算をいたしますと、最新の平成二十一年財政検証によりますと、平成二十三年度における厚生年金と基礎年金の給付費の総額は約四十四兆円と見込まれておりまして、これに特例水準と本来の差である二・五％、今だんだん広がって二・五％になっていますが、乗じますと約一兆円でございます。

それから、平成二十二年年度から直近の実績値が判明している平成二十一年度までの特例水準と本来水準の差を同様の計算を行いますと、約五兆円になります。

○中西健治君 今のお話でも出ました平成二十一年の財政検証ですが、この財政検証では、物価上昇率が一・〇％、名目賃金上昇率は二・五％、名目予定運用利回り四・一％が厚生労働大臣によって決定されてGPIFに指示をされています。これらの数値は運用ポートフォリオを設計するため

に非常に重要な数値ということになるかと思いますが、物価上昇率の一・〇％というのは日銀の物価に関する理解というところに来ているのだと思いますが、年金債務計算上重要な賃金上昇率、名目上昇率二・五％、実質一・五％の上昇と、こういった数字は我々の実感とは遠く懸け離れているのではないかと思います。

政府の用いるマクロ経済に関する数値に関しては、その妥当性に関して大いに疑問があるということをおしは予算委員会や財政金融委員会でも質問をしてきておりますけれども、この賃金の上昇率に関する数値は誰がどこで決めている数値なんでしょうか。

○副大臣(大塚耕平君) 私も中西委員と全く同じ質問を野党時代にさせていただいておりまして、非常に重要な点であります。

これは、社会保障審議会年金部会の下に置かれた経済前提専門委員会という委員会で決定をされておりまして、今回、今先生が御指摘いただいた数字は、六回にわたる議論を重ねた上で平成二十年の十一月に報告された検討結果を踏まえておりまして、その数字を踏襲いたしております。

今回の社会保障改革の厚生労働省案の中にも記述をいたしましたのが、これは自民党さん、公明党さんの時代からの社会保障改革のその流れを受けて今検討をしている中でこの前提を継承させていただいたということでありまして、前提いかにによって大変いろいろな議論があるということは承知をいたしております。

○中西健治君 最後の質問をさせていただきますが、公的年金資金の運用は、国が運営する公的年金の支払能力を担保するための積立金運用であるという前提で考えますと、必ずしも予想に基づいてキャッシュフローを合わせるということではなくて、リスクを減らしていくということも考えないといけないと思います。

物価上昇率や賃金上昇率というのは今あったように大変重要なパラメーターということになりますが、大変リスクの大きいパラメーターということ

になると思います。これらのリスクを管理しながら資金運用をしていくということになりますと、経済変動やインフレへの対応というのは非常に重要となってくると思いますが、例えば物価連動債、例えば、ないですけれどもGDP連動債、こういったものがあつたら年金運用どうなるかということについて御見解だけお願いします。

○委員長(津田弥太郎君) 大塚副大臣、簡潔に。

○副大臣(大塚耕平君) はい。

CPIの連動債は今発行停止中ですが、そういう運用対象があれば、これは年金資産の運用には資するものと思います。

○中西健治君 どうもありがとうございます。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。東京電力福島第一原発の作業員の内部被曝の問題、この委員会でも、また先日の予算委員会でも私、取り上げてまいりました。内部被曝測定の遅れによって大量被曝を見逃すことになるのではないかと、こう危惧をしていたのですが、五月三十日、中央制御室で働いていた東電社員二名が内部被曝の測定によって二百五十ミリシーベルトを超える被曝をしていたことが判明をいたしました。

このことについて質問をする前に、五月十日のこの委員会での私の質問に対する保安院の答弁をたざしたいと思っております。

私が、事故対応に当たった作業員のうち内部被曝測定をしたのは何人かとこの五月十日に質問をしましたところ、保安院の中西審議官は、小名浜のコールセンターで五百二十一名、福島第二原発で五百二十二名、トータルで一千四十三名がホール・ボディー・カウンタで内部被曝の測定をしたと答弁をされています。

ところが、その後の報道などを見ていて、この数字がおかしいのではないかと、そう思っ、東電本社や保安院への事実確認を繰り返したところ、福島第二原発で測定をした五百二十二名というのは、ほとんどが事故対応の作業員ではなく、そもそも第二原発で働いていた作業員だということが分かりました。

改めて、保安院に正確な答弁を求めます。

○政府参考人(中西宏典君) 議員、前回の委員会で御指摘いただきました数字につきまして、ちよつと我々の方の言葉、説明がちよつと不適切なところがございます、今御指摘のとおり、福島第二原子力発電所のホール・ボディー・カウンターによって測定を行った作業員五百二十二人、そのうち福島第一の原子力発電所で作業を行った者は七名というふうに認識してございます。ちよつと、その点は説明をもう一回させていただきますければと思います。

○田村智子君 五百二十二人のうち、たった七人だけだったんですね、福島第一で働いていた方は。

ホール・ボディー・カウンターの計測は、結局、五月十日、分かっている時点では、一千四十三名ではなくて、約半数の五百二十八名だったということなんです。これ、もう虚偽だとさえ言える数字を東電がもし保安院に報告をしていたんだとしたら、これ重大です。

同時に、私、いろいろな聞いたところ、保安院も、福島第二原発の作業員が含まれていると、このことを東電から聞いていたというふうにも聞かれています。事故対応の作業員であるかのように答弁した。その上、こちらからこのことの問題をたずねても訂正も謝罪もしようとしなかった。これは、そもそも作業員の健康確保に責任を果たさうという立場であれば、質問の有無にかかわらず、内部被曝量の把握がどうなっているか、正確に東電から情報をつかんでいるというのが私は当然のことだと思ひます。

これは委員長にもお願いをしたいんですが、本委員会の答弁として余りにも不誠実なものです。同時に、事態を正確に把握をして国会にも報告をするということは、今後の労働者の健康管理にとつても大変重要なことだと思ひますので、是非委員長からも保安院に一言いただきたいと思ひます。

○委員長(津田弥太郎君) ただいまの件につきま

しては、先ほど、田村智子委員の方から議事録でも指摘をされている部分がございますので、後刻理事会においてしっかりと協議をしたいというふうに思ひます。

○田村智子君 では、内部被曝の測定によって二百五十ミリシーベルトを超えていた、この二人の労働者についてお聞きをいたします。

この二人が内部被曝量の測定をしたのはいつで、また、この二人の内部被曝量は確定をしているのかどうか、確認をいたします。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

その二人のうちの、まず、一人の方についてでございます。一人目の方は四月十六日と五月三日の日に、二人目の方は四月十七日と五月四日に、小名浜のコールセンターで内部被曝を測定してございます。さらに、それぞれ五月の二十三日には日本原子力研究開発機構、これはJAEAと呼んでおりますけれども、さらに、五月の三十日に放射線医学総合研究所、こちらの方でも正確な内部被曝を測定するというところで測定を具体的にやっております。

一応、このお二方につきまして、現在は評価の作業中というふうなことがございますので、近々その正式な評価結果が出るというふうな聞いてございします。

○田村智子君 放射性物質を吸い込むなどしたと思われるのは、三月の水素爆発のときだと思ひますね。それから実にか月以上がたつてから内部被曝の測定が始まると。同時に、その最初の計測から七週間が経過して、いまだに被曝量の判断がされていないということなんですよ。最初の暫定の数値が分かるまでにも、最初に測つたときから一か月半も掛かっている。何でこんなに内部被曝の把握、判断が遅れているのか。

私も五月の中旬に、東電本社に直接もうこれは説明を求めました。こういう説明なんですよ。ホール・ボディー・カウンターで最初に測ると。数値が高い。そうすると、体に放射性物質が付い

ているんじゃないかと、このことを疑って、人について何度も測り直しをやっている。シャワーだけでは髪の毛などに付着したセシウムが取れない。念入りに体洗つてもらおう。皮膚に付着した放射性物質は新陳代謝で取れるのを待つと。

今回の二人に当てはめてみますと、四月最初の計測で高い測定値が出た。そこで、体をきれいに洗い直して、皮膚の新陳代謝も待つて、五月の初めにまた測ると。それでも高い数値が出ていたのに、大量の内部被曝をまだ真剣に検討せず、原子力研究開発機構の精密な検査でやっと重大な事態が判明したと、こういうことではないかと思うんです。被曝量の確定をこんなふうには延ばしを続けていくことで、当然行われるべき健康管理がなされていなかったと、こう言わざるを得ません。

改めてお聞きします。

私、五月二十日の予算委員会、内部被曝量の評価まで終わった、内部被曝量が分かった、この労働者はどれだけのことが分かりました。たつたの四十人だということが分かりました。それから半月以上がたつています。現時点で内部被曝量が分かった方は何人になりましたか。

○政府参考人(中西宏典君) 先ほど申し上げましたとおり、高い内部被曝を受けたと思われる方につきましては詳細な再度の評価等を行つてございますので、現在のところ、その四十名というような方が最終的に対外的に数字としては評価を行つたという形になってございます。

○田村智子君 まだ四十名なんですよ。これ、いつまでこんな事態続けるのかということだと思ひます。

今回、二人と同じ時期に同じ条件で働いていた労働者、これをもつというはずですよ。水素爆発が起きた時点で一号機から四号機の中央制御室にいた労働者、これどれだけの人がいますか。そのうち、被曝量が多いことが考えられる、内部被曝が二十ミリシーベルト以上だと推測される労働者は何人になりますか。

○政府参考人(中西宏典君) 御質問につきまし

て、当時、福島第一の一号機から四号機につきまして作業を行つていた人間は私、百三十名いるというふうに認識してございまして、こちらの方々ににつきまして小名浜のコールセンターで測定いたしました暫定的な内部被曝、この線量が二十ミリシーベルト以上の作業員の方につきましては、現在、日本原子力研究開発機構で再測定が行われるということになってございます。

現在のところ、先ほどの二名を除きまして、五十二名の方が二十ミリシーベルトを超えているというところで、順次正確な再測定を実施しているというふうな聞いてございます。

○田村智子君 五十二名が二十ミリシーベルト、内部被曝、恐らく超えているだろうと。これ、緊急作業だからと無理やりに上限が二百五十ミリシーベルトに引き上げられた。これさえも超えるという危険性がこの二人の方以外にもあるということなんです。

何でこんなに内部被曝量、判断遅れているのか。内部被曝量というのは、ホール・ボディー・カウンターで計測した数値を基にして、この人が何の放射性物質をいつ、どれくらい摂取したのか、これを推測して確定するんだということなんです。

今回の二人についても、放医研の検査で、一人は暫定値が二百五十ミリシーベルトから五百八十ミリシーベルト、もう一人は二百五十ミリシーベルトから五百七十ミリシーベルトと大幅のある暫定値になつていいます。となれば、いつ吸つたか、どれだけ吸つたか、この評価の方法や評価のモデルをどう定めるかということで、内部被曝の判断、確定値が大きく変わつてしまふということなんです。低い値を取れば、上限二百五十ミリシーベルトをちよつと超えたぐらいだと、こういうことになります。高い数値を取れば、国際基準である五百ミリシーベルトをも超える、まさに大量被曝です。

私は、この判断を東電に任せて、いまだに判断がたつた四十人なんですよ。そうやって東電にい

つまでも任せていいのかということをご厳しく指摘したいと思えます。この間の安全管理の在り方やデータの出し方、どれを取っても信頼はもうできません。東電に被曝量の判断を委ねずに、放医研や放医研など外部からの監査、政府の監督、これやるべきではないのかと思えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 委員がおっしゃいますように、東電が今は第一義的にはやるということになっておりますけれども、東京電力でその内部被曝測定の結果、一定レベル、これは二十ミリシーベルトを超えるおそれのある場合については、その内部被曝が見込まれる労働者については、協力会社の社員を含めまして、日本原子力研究開発機構、JAEAなどの第三者機関に依頼をして精密測定と評価を実施しております。こうした第三者機関との連携を取りながら、しっかりと評価がされるように厚生労働省としても指導をしていきたいと考えています。

さっきおっしゃいましたその推計値につきましても、いつ被曝をしたかが確定をしないとその半減期の影響などで分からないと。ただ、そこがはっきりしない場合に、三回測定をすると逆算をしてほぼそれが出るというようにも聞いておりますので、その辺りのなるべく計算が早く出るようにということもしっかりと指導をしてまいりたいと思っております。

○田村智子君 とにかく、もう私は東電任せということは本当に駄目だと思えます。これはこの間、厚生労働省が例えばこの二人の被曝についても六月三日に確定値出せと言ったって、出さないわけですよ。どんなに日付区切ったって、これやってこない。やってないんだつたら、何が問題かということをご厳しくこれ監督をしていただきたい。重ねて要望したいと思えます。

それから、今回の大量被曝の事例を見ても、やはり水素爆発の起きた三月の被曝量、これがやっぱり多かったんだと、明らかだと思えます。となれば、三月中に原発構内にいた作業員、これ総数

では三千七百人に上るそうですけれども、その内部被曝の把握が急がれていると思えます。既に原発構内にいない方もいらっしゃる。

厚生労働省は、データベースで緊急作業従事者を全てつかむというふうにしていますけれども、そのための手だてはどこまで取られて、実際にどれだけの労働者を把握したのか、お答えください。

○副大臣(小宮山洋子君) 御指摘いただきました点につきましては、五月三十日に東京電力に対して、今年三月中に緊急作業に従事した全ての労働者に対して至急内部被曝の測定を実施してその結果を協力会社に通知するよう指導をいたしました。内部被曝測定は六月十日までに、その結果を六月十三日までに事業者へ通知するよう指導をしております。そして、こうした指導によりまして、高い被曝が見込まれる三月末までに緊急作業に従事した労働者およそ三千七百名のうちおよそ八割に当たります三千人の測定が終了しています。また、全ての緊急作業従事者およそ七千八百人のうちおよそ四百百人の測定が終了しています。

また、厚生労働省といたしましては、緊急作業に従事した労働者について、職を離れた後も含め長期的に被曝線量を追跡できるデータベースを構築して長期的な健康管理を行うことについていたしまして、これは五月十七日に公表した政府の工程表にも盛り込みました。また、今月中にも放射線医学の専門家などに集まっていたしまして、被曝線量を長期的に管理して、健康管理を行うために必要なデータベースの構築の手法や、この情報を活用した長期的な健康管理の在り方についても検討を開始をしたいと考えております。

○田村智子君 私、ここまでやったけどもうつかめなかったということが絶対にないようにしないといけないというふうに思っているんですね。そのためには、私、東電にデータ出させる、これ必要なんですけども、やっぱり相当な事業所が入っているわけですから、例えば元請の事業者か

らもしその作業員の名前がちゃんと東電に報告されていないようなことがあれば、厚生労働省として元請の事業所に対しても指導を行う、事業所を本当につかんでいって、東電にだけ物を言うんじゃないくて、これやっていく必要があると思うんですけれども、その点はいかがででしょうか。

○副大臣(小宮山洋子君) 東京電力では、協力会社の社員も含めまして労働者の日々の外部被曝線量、これを記録しています。この記録に基づいて労働者の特定を行った上で内部被曝線量の測定を進めているということなんです。また、協力会社では、東京電力から通知された測定結果と協力会社自体が把握している情報を突き合わせて、訂正の必要がある場合にはしっかりと訂正を申し出るということになっておりますので、こうした仕組みをしっかりとチェックしていきたいと思っています。

○田村智子君 是非、健康管理、本当に今後長く続くことですから、しっかりと報告を取っていただいたいと思えますと同時に、やっぱりこれで被曝して、原発で長年働いていた方がもう原発で働けなくなってしまうという事態が今後考えられると思うんですね。是非そういう仕事を失うということがないように、これ政府としても対策を取っていただきたい、このことを要望いたします。質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。ホール・ボディー・カウンタリーについてまずお聞きをいたします。

○政府参考人(中西宏典君) ホール・ボディー・カウンタリーにつきましては御質問でございます。現在、原子力発電所に四十九台、第二次あるいは第三次の被曝医療機関に二十七台、その他の保健所、研究機関等の施設に三十台それぞれ設置されているというふうなことを承知してございます。

○福島みずほ君 これは、何台あるのかと聞いて

ようやく数字が出てきたんです。

もちろん、遠いところ、島根原発などに、伊方原発、玄海原発などにあるものもありますが、今福島第一原発が大変な状況なので、これを総動員して、ホール・ボディー・カウンタリー、これはやはり時間が掛かりますから、検査をするのに、しっかりとやっていただきたい。そのマネジメント、保安院、きちっとやるということでもよろしいです。

○政府参考人(中西宏典君) 今御指摘いただきましたけれども、我々としても東京電力を指導しておりまして、ホール・ボディー・カウンタリーの台数の増強というような形も含めて強化しているというふうな状況だと認識してございます。

○福島みずほ君 強化ってどういう意味ですか。

○政府参考人(中西宏典君) 具体的に申し上げますと、東京電力の方で新しく六台のホール・ボディー・カウンタリーを購入するというふうなことを聞いてございます。

○福島みずほ君 全国にあるホール・ボディー・カウンタリー、動かせないものもあるかもしれませんが、福島第一のために有効活用すべきだと思います。それはいかがですか。

○政府参考人(中西宏典君) 現在、小名浜のコールセンターというところに測定器が置いてございまして、けれども、そちらに置いてございましてはJAEAの移動式のやつを借りてきていますといったことで、全国大の一応原子力関係の機関の協力を得ながらやっているというふうなのが現状になってございます。

○福島みずほ君 圧倒的に台数が足りないの、それは全国から場合によっては借りてくるということなども検討してください。

改めて、福島原子力発電所の作業員、福島第一原発の作業員に対する測定状況、結果を教えてください。

○政府参考人(平野良雄君) 福島第一原発におきまして緊急作業に従事した作業員でホール・ボ

ディー・カウンターによる内部被曝の測定を受けた方は、まず、高い被曝が見込まれます三月末までに緊急作業に従事した労働者約三千七百名のうち約三千名の測定が終了しております。また、全ての緊急作業従事労働者七千八百名のうち約四百百人の測定が終了しております。

○福島みずほ君 それは福島第一原発ということでもよろしいんですね。

○政府参考人(平野良雄君) はい、そういうことでございます。

○福島みずほ君 放射線量が高い地域の福島県民、特に子供たちへのホール・ボディー・カウンターの状況はどうなっていますか。

○政府参考人(中西宏典君) お答え申し上げます。

ホール・ボディー・カウンターを使いますと放射性物質による体内に残っている被曝線量が測定できるということでございますけれども、先ほども冒頭御説明申し上げましたけれども、ホール・ボディー・カウンターの台数が現在限られているということで、やはり優先的に測定をするということで電気事業者の方々、協力会社の方々、そういう方々を優先的に現在は評価のために使っているということでございます。

○福島みずほ君 一般住民への測定は実施していないということではよろしいですね。

○政府参考人(中西宏典君) もちろん我々の方は、一つはスクリーニングというふうな形で、これは外部被曝でございますけれども、そういった形で評価を行い、更に必要があれば次のステップとしてホール・ボディー・カウンターをやるということになっておりますし……

○福島みずほ君 結論だけ言ってください。

○委員長(津田弥太郎君) 委員長が指名してから発言してください。

○福島みずほ君 済みません。

結論だけ言ってください。子供たちへの被曝が大変問題で、例えば飯館村など高いと言われているところなどありますね。住民、子供たちへのホール・ボディー・カウンターは実施していないということではよろしいですね。

○政府参考人(中西宏典君) 今御指摘のように、現段階では行っておりませんが、現在、福島県が主体となりまして長期的な健康管理に関する調査を行うということになってございます。このホール・ボディー・カウンターによる計測の実施についても、この調査の中においていろんな形でどういうふうに使っていくのかということを検討していくというふうなことで聞いてございます。

○福島みずほ君 子供たち、住民に対する、住民の中でもとりわけ子供たちに対するホール・ボディー・カウンターをきっちり実施をしてください。今まで一人もやってないということじゃないですか。もちろん作業員の人たちは最優先です。でも、子供たちについても内部被曝の調査をやはりきちつとやるように強く要請をいたします。

次に、作業員の年間五十ミリシーベルト、これの基準の撤廃、これは大変問題ではないでしょうか。五十ミリシーベルトという基準を設けたのは急性被曝を避けるためではなかったんでしょうか。

○政府参考人(平野良雄君) 放射線業務に従事する労働者に適用される被曝線量の限度につきまして、通常時に五年間につき百ミリシーベルト、一年間につき五十ミリシーベルトであるという原則には変更ございません。

ただ、現在、福島第一原発で緊急作業に従事している労働者の方々は、この緊急作業が終了した後には原子力発電所のまた保守や点検など原発にかかわる業務を行っていただくことが想定されるわけでございます。労働者の健康影響を考慮しながらこうした状況を踏まえた運用が行えないか検討いたしました結果、今回の緊急作業による被曝線量が百ミリシーベルトを超えた場合、従来どおり五年間につきそれ以上被曝させないよう指導する、百ミリシーベルトを超えなかった場合、一年間につき五十ミリシーベルト以内との指導は差し控えますが、五年間につき被曝線量が百ミリシーベルトを超えないように指導するというふうにしたものでございます。

他方、厚生労働省といたしましては、一日の被曝線量が一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業につきまして、事前に放射線作業届出を労働基準監督署の方に提出させまして、届出の内容の確認と併せて被曝線量管理の徹底あるいは被曝線量の低減について指導を行うこととしております。さらに、緊急作業に従事した全ての労働者を対象としたデータベースを作成いたしまして、長期的な健康管理を行うこととしております。

今後とも、原発作業員の線量管理が徹底され、被曝線量の低減が図られるよう、東京電力に対して強く指導してまいりたいと考えております。

○福島みずほ君 これは極めて問題で、経産省に厚労省が負けたと思いますよ。労働者の被曝のこれを守れないじゃないですか。五年間で百ミリシーベルトの基準はそのままと言うけれども、年間五十ミリシーベルトをつい最近撤廃したんですよ。これは、急性被曝がある五十ミリシーベルトを超えちゃいけないというのをしたら、結局、作業員の確保のために、全国から作業員をかき集めてやるためにこれを撤廃したとしか言いようがありません。厚生労働省が今までやってきたことをここでやっぱり捨て去ったというふうに思えますよ。厚労省はやっぱりそれは、ここは頑張ってもらいたい。

だって、五年間で百ミリシーベルトの基準はそのままでも年間五十ミリシーベルトを超えてもいいという、この基準の撤廃はやっぱり極めて問題だと思えます。これから再度、厚労省にこの点の再考をきちつとやってもらいたいというふうになっております。

今日は文科省の副大臣に来てもらいましたので、文科省が出した二十ミリシーベルトの通知な

んですね、二十ミリシーベルトでいいとは言っていないとは言いましたけれども、二十ミリシーベルトが独り歩きをしてしまった。文科省はなぜこの二十ミリシーベルトというのをよしとしたんでしょうか。

○副大臣(鈴木寛君) 私どもは二十ミリシーベルトでよいという通達は出ておりません。

○福島みずほ君 一から二十までということでおやりになったので、二十ミリシーベルトが福島県下で独り歩きをしたんですね。二十ミリシーベルトでいいということが独り歩きをした、その責任は文科省にあると思いますが、いかがですか。

○副大臣(鈴木寛君) 加えて、児童生徒が受ける線量をできるだけ低く抑えるためにということも付しておりますが、その説明の仕方あるいは政府全体としての取組、コミュニケーション等々にいろいろと改善すべき点があるという御指摘については、これは真摯に受け止めてまいりたいと思えますし、あわせて、我々は、児童生徒が学校において受ける線量低減に向けた当面の対応というのを五月二十七日に出させていただいて、全ての学校においては、学校における受ける線量といたしましては一ミリシーベルト以下ということを通じてさせていただいているところでございます。

○福島みずほ君 この二十ミリシーベルトについては、原子力安全委員会でも厚労省でもなく文科省が指導をしてきました。これを、二十ミリシーベルトを引き出して動いたのは文科省です。一ミリシーベルト以下を目指すとしてくださったことについては、ちよつと質問をしますが、私は、やっぱり二十ミリシーベルトというのを出した文科省の責任はあると思ってるんです。二十ミリシーベルトでいいとは言っていない、それは繰り返して国会でも答弁されました。一から二十となってます。二十でよしとはしていない。しかし、二十ミリシーベルトという数字を出したためにそれで二十ミリシーベルトよしとなったんです

よ。二十ミリシーベルトが独り歩きをした、この責任はどうなるんですか。

○副大臣(鈴木寛君) 文部科学省は、今のことを引き出したという事実はございません。原子力災害対策本部において発案をされ、そして原子力安全委員会に助言を求められお決めたことになったことを文部科学省と厚生労働省が通知をせよという御指示がございましたので、私どもはその担当部局に対して通知をさせていただいたと、こういうことでございます。

○福島みずほ君 原子力安全委員会に随分ヒアリングをしました。文科省と何度も何度も、専門的助言をする前に文部科学省の事務方と原子力安全委員会の事務方で何度も話をしているじゃないですか。明らかに文科省が主導していますよ。

○副大臣(鈴木寛君) これは全て原子力災害対策本部の指示を受けてやったものでありまして、主導はしたという事実はございません。

○福島みずほ君 じゃ、やっぱり聞きたいですね。二十ミリシーベルトというのを引き出した張本人は誰なんですか。

○副大臣(鈴木寛君) 原子力災害対策本部の責任において、その指示に基づいて各省の関係職員がそれぞれの職務を履行したと、こういうことでございます。

○福島みずほ君 文部科学省と原子力安全委員会はずっとこの件で協議をしているんですよ。文科省は、子供たちの命を守るんだったら二十ミリシーベルトなんて出すのは論外だと頑張るべきじゃないですか。

○副大臣(鈴木寛君) 文部科学省の職員が単独で独断で原子力安全委員会と折衝したという事実はございません。全て原子力災害対策本部の指示の下に行っております。

○福島みずほ君 対策本部の誰が具体的に指示したんですか。

○副大臣(鈴木寛君) 最終的な責任は本部長において行われております。

○福島みずほ君 文部科学省の中において二十ミリシーベルトについてはどのような議論があったんですか。

○副大臣(鈴木寛君) これは原子力災害対策本部が安全委員会と御判断をされて、そして官邸の中にも専門家のアドバイザリーグループがあつて、そこで御議論を受けて、そして安全委員会の御議論を受けて決まったことであります。

もちろん、原子力災害対策本部の一員に文部科学大臣が入っていると、これは関係大臣全て入っているわけでございますが、そのことは事実でございます。

ただ、これはICRPの勧告というものを、そこに何か付け加えることも、あるいはそこから何か引くこともなく、その勧告に淡々と従っているというところで我々は理解をいたしたところでございます。

○福島みずほ君 文科省は子供たちの命を守ってほしいんですよ。だからこの問題をずっと取り上げてきました。先日、一ミリシーベルトを目指すための文科省が今具体的にやっていたら、行動について教えてください。

○副大臣(鈴木寛君) 文部科学省はもとより子供たちの心と体とその発達について最大限の努力をこれまでもいたしてまいりましたし、これからもいたしてまいることには何ら変わりはありません。

ただ、そのときに、是非御理解をいただきたいのは、これは国連科学委員会の勧告にもございませぬけれども、被曝者として扱われたという体験が精神的な影響を与えると。そして、例えばチェルノブイリの報告でありますと、そのことによつて数百万人の方が結局自立できない、意欲がなくなつて自立できないというような報告も出ているということも御理解をいただきたいと思ひます。もちろん、一番の大前提として、受ける線量を下げっていくということは当然の原理原則であると

いうことも我々は明記をさせていただいております。

そういう中で、五月二十七日に、福島県内における児童生徒等が学校において受ける線量低減に向けた当面の対応についてお示しをいたし、そしてこの学校において受ける線量については、一ミリシーベルト以下を目指すという、こういう方針を出させていただきました。

このことを実現すべく、まず福島県内の全ての小中学校等に対して携帯できる積算線量計を配布し、これにより児童生徒等の受ける実際の積算線量のモニタリングを実施をいたしました。これまでに五十五校については行つておりましたけれども、全ての小中学校において行えるようにいたしましたところでございます。そして、それを原子力安全委員会に報告をする、こういうことにしております。

それから、空間線量が毎時一マイクロシーベルト以上の学校を対象として、校庭等の土壌に関して線量を低減する取組に対し、市町村の教育委員会等と学校の設置者の希望に応じて財政的支援を行うことといたしました。つまりは、ほぼ全額を国が負担するというところでございます。

こうした対策を行っております。引き続き、全校に配布いたしました携帯積算線量計の数字がこれから上がつてまいりますので、そうしたことを踏まえて更なる検討を引き続きしてまいりたいというふうに考えております。

○福島みずほ君 私学についてはまたこれから検討というふうにも聞いております。また、この間、予算委員会でも質問をしたところ、大臣は最大限の努力をしていくとおっしゃったんですが、また例えば冷房なども、二本松市は全校に冷房を入れると決定しているが、福島市は扇風機なんです。二本松市は市負担分については東電に請求をすると言っていますが、もっと冷房をどうするか文科省がしっかり指導してくださるよう強く要請をいたします。

また、事前に聞いたところ、夏休みの前倒しや

サマーキャンプや疎開といったことについては取り上げて今考えていないということなのですが、あらゆること、子供たちの避難あるいは被曝線量を減らすためにも文科省が実践を着々としてくるよう、とりわけダイナミックな対策もしっかりと打つてくれるよう強く要請して、私の質問を終わります。

○委員長(津田弥太郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(津田弥太郎君) 次に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。細川厚生労働大臣。

○国務大臣(細川律夫君) ただいま議題となりました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の介護保険制度については、制度施行後十年が経過をし、サービスの利用者数が施行当初の約三倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着しております。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみの世帯増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっております。

このようなかで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを構築するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、二十四時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスを創設することとしております。

第二に、たんの吸引等の医行為が必要な者に対して適切なケアを実施できるよう、介護福祉士や研修を受けた介護職員がたんの吸引等を実施できるようにすることとしております。

第三に、平成二十四年三月三十一日で廃止することとされている介護療養型医療施設について、入所者の状態像や他施設への転換の実態を踏まえ、平成三十年三月三十一日まで既存の介護療養型医療施設の存続を認めることとしております。

第四に、介護基盤の整備等により今後急激な上昇が見込まれる介護保険料の上昇の抑制のため、平成二十四年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩せるようにすることとしております。

このほか、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正をすることとしております。

最後に、この法律の施行期日は平成二十四年四月一日といたしておりますが、介護療養型医療施設の存続及び介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期等については、公布の日から施行すること等といたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。この法律案につきましては衆議院において修正が行われたところであり、

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院厚生労働委員長牧義夫君から説明を聴取いたします。牧義夫君。

○衆議院議員(牧義夫君) ただいま議題となりました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分につきまして、御説明申し上げます。

修正の要旨は、社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能と

する旨の規定を削除するとともに、その他所要の規定の整理を行うものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(津田弥太郎君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

正午散会

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願(第四九二号)

一、労働者派遣法の速やかな廃止に関する請願(第四九三号)

第四九二号 平成二十三年五月九日受理
保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市長谷三ノ七ノ一五
加藤典子 外二百八十九名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第四九三号 平成二十三年五月九日受理
労働者派遣法の速やかな廃止に関する請願

請願者 大阪府守口市梶町三ノ二〇ノ九
湯山和幸 外四百四十九名

紹介議員 大門実紀史君
二〇〇九年二月最高裁はパナソニック偽装請負事件について、派遣先の雇用責任を免罪する判決を出した。違法性があつたにもかかわらず、労働者派遣法によって解釈されたため、労働者は救済されないこととなった。企業が法を犯しても派遣法の枠内で解釈される限り、派遣先の雇用責任は不問にされる。派遣法を撤廃することが、企業

の違法派遣等に苦しむ労働者を救済する手立てである。現在、労働者の三人に一人、一、七〇〇万人が、派遣・契約・パートやアルバイトなどの非正規雇用で働き、年収二〇〇万円以下のワーキングプアが一、〇〇〇万人となっている。労働者の不安定化、貧困化の根本原因であり、労働者を物扱いするのが、労働者派遣法である。二〇〇八年一月から二〇一〇年三月までに職を失った非正規雇用労働者が二五万人に上り、六割が派遣労働者であり、低賃金・無権利で、日雇派遣や偽装請負、業務偽装など、違法・脱法に働かされた挙げ句、簡単に解雇されてきた。二〇〇九年二月、労働政策審議会が答申した派遣法改正案は、登録型派遣の原則禁止、製造業務派遣の原則禁止、日雇派遣の原則禁止、みなし雇用制度など、大幅な例外を認めて実効性がなく、派遣先企業の責任を一切問わず、事前面接を拡大する等、一層の規制緩和が狙われている。派遣法そのものを廃止し、直接雇用原則を再度確立することが問われている。労働者が将来に希望を持って、人間らしく生き働くことができる社会にするため、速やかに労働者派遣法を廃止し、安定して働き続けられるルールを確立することを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、労働者派遣法を速やかに廃止すること。

五月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

二、パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願(第四九五号)

一、患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願(第四九三号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

する請願(第五〇一号)

一、社会保障としての国保制度の確立に関する請願(第五〇二号)

一、大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願(第五〇三号)

第四九五号 平成二十三年五月十六日受理
パーキンソン病患者・家族の治療療養生活の質的向上の総合対策に関する請願

請願者 広島市東区上温品四ノ五ノ一〇
若野治幸 外千六百二十一名

紹介議員 山本 博司君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第四九九号 平成二十三年五月十九日受理
後期高齢者医療制度即時廃止、安心の医療に関する請願

請願者 愛知県一宮市古金町二ノ一九 佐
野正純 外九百九十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一一一号と同じである。

第五〇〇号 平成二十三年五月十九日受理
患者負担大幅軽減、後期高齢者医療制度の廃止に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市狩宿新町一ノ九〇
ノ一 川上功 外十八名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四〇号と同じである。

第五〇一号 平成二十三年五月十九日受理
患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願

請願者 愛知県一宮市小信中島字郷北一二
ノ一 野村忠男 外六百七十三名

紹介議員 井上 哲士君

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

一、患者・利用者負担を大幅に軽減し、いつでも安心して受けられる医療・介護の実現に関する請願(第五〇〇号)

この請願の趣旨は、第一一号と同じである。

第五一六号 平成二十三年五月二十五日受理

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者

国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

七ノ二 永井喜八郎 外一万三

七百八十九名

この請願の趣旨は、第二十二号と同じである。

第五一七号 平成二十三年五月二十五日受理

社会保障としての国保制度の確立に関する請願

伊集朝三郎 外七下 一百九十八

この請願の趣旨は第一四号と同じである。

第五一八号 平成二十二年五月二十五日受理

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護
実現を求めることに関する請願

四〇五 木村真由美 外千六百

紹介議員 田村 智子君

—

大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護

請願者 名古屋市熱田区一番六二 桑山

紹介議員 森田 高君

[illegible]

保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する

一五

請願者 東京都杉並区西荻北四ノ三ノ一
六 赤坂和子 外六百十五名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第五二二号 平成二十三年五月二十五日受理
介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市下町屋三ノ一
四 鈴木ゆうじ 外八十一名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四八一号と同じである。

第五二三号 平成二十三年五月二十五日受理
介護保険制度の抜本的な改善に関する請願
請願者 大阪府岸和田市中之浜町八ノ一〇
吉野妙子 外一万五千五百九十三名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第五三三三号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 京都府向日市森本町天神森六ノ七
八 水谷文信 外千七百三十二名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二四号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 京都府舞鶴市上安一、九二三ノ一
ノ三三四 佐藤兼太郎 外千七百三十二名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二五号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 札幌市北区新川三条一ノ一、二
二 塚本ひとみ 外千七百三十二名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二六号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 山梨県甲斐市竜王新町三八七ノ一
返田好子 外千七百三十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二七号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 札幌市手稲区前田八条一八ノ一、四
ノ二 合羽井小百合 外千七百三十二名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五二八号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京原町五五ノ二
ノ五〇一 藤田美佐 外千七百三十二名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

請願者 札幌市白石区川下三条五ノ二ノ二
ノ一〇一 上橋良子 外千六百六十四名
紹介議員 紙 智子君
今、介護保険制度は崩壊の危機にさらされている。不透明な認定制度や様々なサービス利用制限による介護の取上げが利用者にとって生活困難をもたらす、重い利用負担がサービスの取りやめや減らざるを得ない事態を生んでいる。この間の介護報酬の引下げは労働者にしわ寄せをもたらす、生活できない低賃金、働き続けられない労働環境の中、福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にし、事業者にとっても経営難に直結する事態となっている。第一六九回通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会、致で可決・成立した。この法律を有効なものにするには国の責任であり、介護労働者の処遇改善を始め、介護保険制度の根本的改善を求める。
ついては、次の措置を採らねばならない。
一、介護報酬を引き上げること。介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料を引き下げること。
二、利用者のサービス利用制限をやめ、必要なサービスを保障すること。
三、介護労働者の賃金・労働条件の改善を図り、介護の人材を確保すること。
第五三〇号 平成二十三年五月二十五日受理
いつでも、どこでも、誰もが安心して介護を受けられるようにすることに関する請願
請願者 北海道小樽市最上二ノ六ノ一、六
西村伸子 外千六百六十四名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

請願者 北海道歌志内市本町六八ノ三 岡
本京美 外千六百六十四名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。
第五三二二号 平成二十三年五月二十五日受理
社会保障の拡充を求めることに関する請願
請願者 東京都世田谷区上祖師谷二ノ六ノ四
滝沢信子 外一万三千七十七名
紹介議員 紙 智子君
医療保険の一元化・都道府県単位化(広域化)は国庫補助削減・都道府県への責任転嫁であり、憲法第二五条をないがしろにしている。今求められていることは、セーフティネットである国民皆保険を国庫補助増額によって充実させることである。そのためには、きめ細かい運営と高い収納率を誇る国保組合の育成・強化、「建設国保組合」の育成に関する請願(第一五六回国会で採択)の尊重を求める。また、後期高齢者医療制度は、二〇一三年度から「新制度」への移行が進められているが、医療費削減のために高齢者を医療差別して大きな負担を強いるものであり、即時に廃止することを求める。さらに、介護保険は「保険」であって介護なしといった状態が続いており、国の責任による制度の抜本的改善が必要である。
ついては、国民の生活を守るよう、憲法第二五条にのっとり、次の事項について実現を図られたい。
一、医療保険一元化に反対し、国庫補助の増額で国民皆保険制度を守ること。
二、後期高齢者医療制度を即時に廃止し、老人保健制度を土台とした制度拡充を国庫負担増額で行うこと。七〇歳から七四歳の窓口負担を、割にすること。
三、介護利用者の負担軽減及び介護労働条件の改善を、国庫補助の増額で実施すること。
四、国庫負担金を増額し、七五歳以上の医療費窓

口負担をなくすること。

第五三三号 平成二十三年五月二十五日受理
社会保険の拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都墨田区立花四ノ三六ノ五
越坂渉 外一万三千七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第五三四号 平成二十三年五月二十五日受理
高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡大井町金子二、
〇二四ノ一 椿幸雄 外三十八名

紹介議員 田村 智子君
後期高齢者医療制度は(一)保険料負担のなかつた扶養家族を含めて、七五歳以上の全ての高齢者から保険料を徴収する(二)月額一万五、〇〇〇円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする(三)保険料滞納者は保険証を取り上げ、窓口で医療費全額を負担させる(四)七五歳以上を対象にした別建ての診療報酬(医療保険から支払われる医療費)を設定し、高齢者に差別医療を強いるものである。さらに、六五〜七四歳の国保料を年金から天引きし、七〇〜七四歳の窓口負担を一分割から二割へ引き上げようとしている。既に二〇〇六年一〇月より、長期入院患者への食費・居住費の負担増、現役並み所得者の二割から三割負担への引上げが実施された。年齢のみで差別するような医療制度は世界に例を見ず、憲法に保障された生存権、基本的人権、人としての尊厳を踏みにじるものである。

ついで、次の事項について実現を図られた。
一、後期高齢者医療制度は、中止・撤回すること。
二、七〇〜七四歳の窓口負担の二割への引上げをやめること。

三、医療に使う国の予算を増やして、高齢者・国民が安心して医療を受けられるようにすること。

民が安心して医療を受けられるようにすること。

第五三五号 平成二十三年五月二十五日受理
介護保険制度の抜本的な改善を求めることに関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町大戸三、四
〇一ノ三 五十嵐幸蔵 外一万五千四百二名

紹介議員 田村 智子君
三月に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。震災後の様々な困難は、取り分け高齢者に集中し、介護サービスを受けられない事態も深刻化している。国の責任で、利用者負担の免除、新規利用を含む制度の柔軟な運用、介護事業所への支援強化を図ることを求める。こうした中、介護保険制度の見直しを実施しようとしている。この一〇年、利用者が増加する一方、重い費用負担、予防給付、要介護認定や利用上限額など、制度の様々な仕組みが必要なサービス利用を困難にしておき、特養の待機者は四二万人に達し、家族の介護負担も深刻化している。経済的な心配をせずに、介護を必要とする全ての人に必要な介護が保障される制度への転換が必要であると同時に、介護職員が誇りを持って働き続けられる条件整備も実現させなければならない。災害に強いまちづくりは、高齢者にとって優しい福祉のまちづくりの課題でもあり、介護保険制度は、それを支える大切な柱の一つである。財政事情を優先させた見直しではなく、介護の社会化を真に実現させる介護保険制度の抜本改善を求める。

ついで、次の事項について実現を図られた。
一、要支援者のサービスを削減しないこと。ヘルパーの生活援助サービスを拡充すること。

二、保険料、利用料などの費用負担を減らすこと。低所得者の負担を軽減すること。

三、要介護認定は一人一人の状態が適切に判定される仕組みに改めること。

四、特別養護老人ホームを始めとする施設の整備を急ぐこと。

五、介護報酬を大幅に引き上げ、介護従事者の労働条件を抜本的に改善すること。

六、以上を実現するために、介護保険財政の公費負担割合を引き上げること。新たに必要となる財源は、消費税増税ではなく、国と自治体の責任と負担により確保すること。

第五三八号 平成二十三年五月二十五日受理
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 静岡県藤枝市五十海・ノ五ノ二八
成瀬佳彦 外九百九十九名

紹介議員 森田 高君
働く貧困(ワーキングプア)の増加が社会問題となっている。年収二〇〇万円以下の労働者は二〇〇九年には一、〇九九万人と、五年前より一二〇万人も増えており(国税庁調査・民間)、自営業者でも一四%に当たる一七二万世帯が貧困生活を送っているとの推計もある。生活保護受給世帯は一三〇万を超え、貧困は歯止めのない広がりを見せており、そのことが、内需を冷え込ませ、地域の商店街の衰退や中小企業の経営難を招き、失業を増やし、少子化を進め、社会の根幹を揺るがせている。貧困と不況から決別するには、賃金の底上げ政策が不可欠であり、最低賃金の大幅引上げは、消費購買力を向上させ、暮らしの改善と地域経済の活性化をもたらす。このことは労使双方に認識され、二〇一〇年夏には、政府の立会いの下、労働者代表と財界代表が、最低賃金の大幅引上げに合意している。全国の最低賃金を早急に八〇〇円以上とし、さらに一、〇〇〇円への到達を目指すという内容である。日本以外の先進諸国では最低賃金に地域格差を付けず、全国一律で、一、〇〇〇円以上の水準に設定することが一般的で、そのことが不況の中での消費の急減を止めている。日本の最低賃金も、そうした制度へと発展させることが望まれるが、最低賃金の引上げによる経済効果が上がるまでのコスト負担が中小企業に及ぼす影響について、十分配慮することも必要である。政府は、中小企業予算の増加と支援策の拡充、公正取引確立に向けた中小下請企業関連の法改正や運用改善を進めるべきである。与野党の各政党が、最低賃金改革を公約に掲げ、「ワーキングプアは放置できない」と明言し、同時に中小企業対策の重要性を指摘している。

ついで、次の事項について実現を図られた。
一、最低賃金額を速やかに一、〇〇〇円に引き上げること。

二、最低賃金法の改正で、全国一律最低賃金制度を導入し、地域間の最低賃金格差を是正すること。

せることが望まれるが、最低賃金の引上げによる経済効果が上がるまでのコスト負担が中小企業に及ぼす影響について、十分配慮することも必要である。政府は、中小企業予算の増加と支援策の拡充、公正取引確立に向けた中小下請企業関連の法改正や運用改善を進めるべきである。与野党の各政党が、最低賃金改革を公約に掲げ、「ワーキングプアは放置できない」と明言し、同時に中小企業対策の重要性を指摘している。

ついで、次の事項について実現を図られた。
一、最低賃金額を速やかに一、〇〇〇円に引き上げること。

二、最低賃金法の改正で、全国一律最低賃金制度を導入し、地域間の最低賃金格差を是正すること。

第五三九号 平成二十三年五月二十五日受理
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 岐阜市芥見野畑三ノ五 影山ちなみ 外九百九十九名

紹介議員 水戸 将史君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五四〇号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 新潟市西区寺尾上二ノ六ノ二八ノ三名
二 高橋智 外一万八千三百二十三名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五四六号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 愛媛県宇和島市吉田町奥浦甲三、二六九 田中千代子 外一万八千

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五四七号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 岩手県盛岡市本宮一ノ二八ノ一八
田村美穂子 外一万八千三百二十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五四八号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都八王子市橘原町一、〇四四
ノ二 野村幸子 外一万八千三百二十八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五四九号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 埼玉県草加市中根一ノ二一ノ九
中山貴美子 外一万八千三百二十三名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五五〇号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 石川県金沢市安江町一ノ一ノ一、
二〇一 吉田恵美 外一万八千三百二十三名
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五五一号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 和歌山市今福一ノ二一ノ七ノBノ一
加藤稜 外千四百十三名

紹介議員 大江 康弘君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五五二号 平成二十三年五月二十六日受理
大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都調布市深大寺北町四ノ一四
ノ八 石井隆 外千二百二十六名

紹介議員 山内 徳信君
この請願の趣旨は、第一二五号と同じである。

第五五三号 平成二十三年五月二十六日受理
保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 愛媛県今治市菊間町種三、九四〇
ノ一三 近藤俊憲 外二百九十九名

紹介議員 山本 順三君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第五五四号 平成二十三年五月二十六日受理
保育・幼児教育・学童保育などの拡充に関する請願

請願者 沖縄県那覇市小禄一、四七二ノ三
須藤和彦 外百九十九名

紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第三〇一号と同じである。

第五五五号 平成二十三年五月二十六日受理
高齢者が安心して受けられる介護保障制度の実現に関する請願

請願者 川崎市宮前区平二ノ一五ノ四
〇三 北原洋子 外千一名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第五五六号 平成二十三年五月二十六日受理
最低賃金千円の実現に関する請願

請願者 京都市右京区太秦袴田町七ノ二一
川崎登美江 外九百九十九名

紹介議員 山内 徳信君
この請願の趣旨は、第五三八号と同じである。

第五五七号 平成二十三年五月二十六日受理
不妊患者の経済的負担軽減に関する請願

請願者 千葉県市川市新井一ノ二〇ノ三ノ四
〇三 高柳忠史 外千百名

紹介議員 有村 治子君
現在、不妊治療では、人工授精や体外受精など高額な治療の大部分が、健康保険の適用されない自費診療で行われており、患者に大きな経済的負担がかかっている。不妊治療はホルモン値を診る血液検査や卵子を確認する超音波などの検査が必須であり、健康保険がきかないものが多く残っている。また、人工授精や体外受精を行うためには排卵誘発剤などの薬剤が必要であり、体外受精の場合では、一周期で、薬剤だけで十数万円掛かるケースも少なくない。そのため、回の施術料だけで数十万円の高額な費用が掛かる上に、検査費用や薬剤費用が加算される。このように、不妊治療は、経済的に大きな負担となっており、治療を続けるために貯蓄を切り崩したり、治療費を捻出できずに子供を諦めるカップルが多数おり、極端な場合は借金までして治療を続けるカップルもある。

ついては、不妊治療の経済的負担の軽減のため、次の事項について実現を図りたい。
一、特定不妊治療費助成事業より給付される補助金の更なる増額と制度(条件等)を見直すこと。

公的な支援として二〇〇四年からスタートした特定不妊治療費助成制度は、内容の見直しも進められたが、実際に不妊治療を受けるに当たり十分とは言えず、所得制限の緩和(できれば撤廃)等の適用条件も更なる見直しを求める。近年、不妊患者の年齢は上昇傾向にあり、治療は時間との戦いでもあるが、高額な治療費が原因で治療を受けられないカップルも大勢おり、現在の仕組み(一回一五万円×年二回×五年間)は、使い勝手が良いとは言えない。五年間も治療を続けることの精神的・肉体的負担を考えると、例えば現在の最高支給額の一五〇万円を期間に関係なく、治療費として使用してよいなど、自由に治療ができる環境を整える方が便利である。

二、不妊治療の保険適用範囲を拡大すること。
不妊治療は、保険適用となっていないため自費診療で、患者の経済的負担が大きい。どの施設で不妊治療を受けても共通であり、施設によって変わることのない薬と検査についての保険適用を求める。不妊治療の中の手術(体外受精や人工授精など)に関わる医療的技術は常に(施設によって)研究がなされ、進歩し、最新の治療を受けることができる。またその部分は、医療施設の個々の努力の差が大きいが、保険適用となってしまうと、金額が一律になり、最新の治療を受ける機会が減ったり、望むレベルの治療(質や技術力の高さなど)を実施する施設がなくなってしまうおそれが出てくるため、不妊治療の全面的な保険適用を求めるものではない。

六月六日本委員会に左の案件が付託された。
一、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

（小字及び―は衆議院修正）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

（介護保険法の一部改正）

第一条 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八條の十二」を「第七十八條の十七」に、「第百十五條の四十三」を「第百十五條の四十四」に、「第百十五條の四十四」第百十五條の四十七」を「第百十五條の四十五」第百十五條の四十八」に改める。

第二条 第一項中「要支援状態」の下に「（以下「要介護状態等」という。）」を加え、同条第二項中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

第五条の見出しを「国及び地方公共団体の責務」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（認知症に関する調査研究の推進等）

第五条の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。）に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症で

ある者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八条第二項中「及び第十九項」を「第二十項及び第十三条第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は」を加え、同条第十一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「地域密着型サービス」とは「の下に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を加え、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「第百十五條の四十四第一項第五号」を「第百十五條の四十五第一項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることににより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

第八条中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同

条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態（以下「認知症」という。）」を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「随時」を、「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他の第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他の厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限り。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

第八条の二第十八項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。

第十三条第一項第二号中「特定施設」の下に

「（有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）」を加える。

第十八条第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

第二十条中「要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）」を「要介護状態等」に改める。

第二十二条第二項中「短期入所療養介護又は」を「短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は」に改め、「居宅サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」を加える。

第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（指定都道府県事務受託法人）

第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。）

二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公

務に従事する職員とみなす。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項及び第三十二条第一項中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改める。

第四十二条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、要介護状態区分、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（複合型サービス（厚生労働省令で定めるもの）に限る。次条第二項において同じ。）に要する費用については、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

第四十二条の二第四項中「かわらず」の下に「地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない

い」を「当該市町村が定める」に改める。

第四十二条の三第二項中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第五十条第三号中「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第五十四条の二第四項中「かわらず」の下に「地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない」を「当該市町村が定める」に改める。

第六十九条第三項第三号中「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第七十条第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人を」都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」を加え、「第九十四条第三項第五号の二、第百十五

条の二第二項第五号の二」を「第七十八條の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五條の二第二項第五号の三、第百十五條の十二第二項第五号の三」に、「すべて」を「全て」に、「第九十四条第三項第五号の二及び第百十五條の二第二項第五号の二」を「第七十八條の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五條の二第二項第五号の三及び第百十五條の十二第二項第五号の三」に改め、同項を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十条第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、」を加え、「当該申請者を」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十条第二項第十一号中「申請者」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「病院等」を「事業所」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十条に次の二項を加える。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第百十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第百十七條第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確認するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議

を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。の種類、この量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類、この見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることとなるとき。

二 その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

(指定の変更)
第七十条の三 第四十一条第一項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

第七十六条の二第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

第七十七条第一項第一号中、「第五号、第十号(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」又は第十一号(第五号の二)を「第五号の二、第十号(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」とする者のあるものであるときを除く。第十号の二(第五号の三)に該当する者のあるものであるときを除く。第十一号(第五号の三)に該当する者であるときを除く。又は第十二号(第五号の三)に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号から第十一号までを、号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に違反したと認められるとき。

第七十八条の二第二項中「であつて」を「のうち」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を、「事業所」の下に「第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き」を加え、同条第三項中「第百十八号第二項第一号」を「第百十八号第二項」に改め、同条第四項中「次の各号」の下に「(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。))に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。」を加え、同項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号中「市町村長」の下に「(以下この条において「所在地市町村長」という。))」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八条の二第四項第五号の二中「健康保

険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号、第七十九条第二項第四号の二、第百十五号の二、第二項第五号の二及び第百十五号の二十二、第二項第四号の二において「保険料等」という。))を「保険料等」に、「これらの」を「納付義務を定めたに、(すべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第百十五号の二、第二項第五号の二及び第百十五号の二十二、第二項第四号の二において同じ。))」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八条の二第四項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日(前六十日以内)に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日(前六十日以内)に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。))」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日(前六十日以内)に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由

がある法人を除く。))の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。))の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。))の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。))の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八条の二第四項第九号を次のように改める。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。))が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八条の二第四項に次の三号を加える。

十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。))が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十八条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号」の下に「病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第二号の二、第三号の四及び第四号を除く。」を加え、同項第一号及び第一号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して

五年を経過しないものであるとき。
第七十八条の二第五項第三号を次のように改める。

三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
第七十八条の二第五項第三号の次に次の三号を加える。

三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
第七十八条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
第七十八条の二に次の三項を加える。
9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この

条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第二項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

11 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八条の九第一項第一号中「第七十八条の二第七項」を「第七十八条の二第八項」に改める。

第七十八条の十第一号中「第七十八条の二第四項第五号又は第九号（八に該当する者が）」を「第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者の

あるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者で、同条第二号中「第七十八条の二第五項第三号」を「第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれか」に改め、同条第三号中「第七十八条の二第七項」を「第七十八条の二第八項」に改め、同条第十四号中の「役員等のうちに、」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第七十八条の十二中「第七十条の二」の下に「第七十一号及び第七十二号」を、「において、」の下に「これらの規定に関し」を加える。

第五章第三節中第七十八条の十二の次に次の五条を加える。

（公募指定）

第七十八条の十三 市町村長は、第四百七条第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）中は、当該見込量

の確保のため公募により第四十二条の二第二項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。))の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定については、第七十八条の二の規定は適用しない。

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をしようとするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定(以下「公募指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業を行う事業所ごとに、当該公募指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特別地域密着型介護サービス費の支給について

て、その効力を有する。

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

3 第七十八条の二第二項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。)、第五項、第六項(第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募指定の有効期間等)

第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定にかかわらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

2 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定(公募指定を除く。))及び第七十八条の十三第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という。))については、適用しない。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間(同号において「従前の指定の有効期間」という。))の満了の日の翌日のうち直近の日から六年

二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をしようとするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

5 前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村長指定期間等の公示)

第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の変更について準用する。

(公募指定に関する読替え)

第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五第二項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者

生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に限る」と、「一月前まで」とあるのは「二月以上前の日であつて市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九条第二項第四号の二中「保険料等」を「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号及び第百十五條の二十二第二項第四号の三において「保険料等」という。))に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて同

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。))に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて同

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。))に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて同

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。))に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて同

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。))に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第百十五條の二十二第二項第八号ハにおいて同

じ。に改め、同号二中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」とが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に、「第四号の二」を加える。

第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を、「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第二項第七号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第三号」の下に、「第三号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととするこ

とが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に、「第三号の二」を加える。

第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改める。

第一百四条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に、「第五号の二」を「第五号の三」に改める。

第一百五条の二第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百五条の二第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、」を加え、「当該申請者を当該法人」に改め、「経過しないもの」の

下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第一百五条の二第二項第十一号中「申請者」の下に「（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「病院等」を「事業所」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第一百五条の二に次の一項を加える。
三 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第一百五条の九第一項第一号中「第五号、第十号（第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第十一号（第五号の二を「から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）」、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）」、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改める。

第一百五条の十一中「第七十条の二から第七十二条まで」を「第七十条の二、第七十一条及び第七十二条」に改める。

第一百五条の十二第二項第一号中「法人を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百五条の十二第二項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百五条の十二第二項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第一百五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起

算して五年を経過しないものであるとき。
第百十五條の十二第二項第九号を次のように改める。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第百十五條の十二第二項に次の三号を加える。

十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百十五條の十二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号及び第一号の二（「経過しない者」の下に「（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過し

ないものを含む。）」を加え、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の十二第三項第三号を次のように改める。

三 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第百十五條の十二第三項に次の三号を加える。

四 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

五 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第百十五條の十二に次の一項を加える。
第七十八條の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四條の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的読替は、政令で定める。

第百十五條の十八第一項第一号中「第百十五條の十二第五項」を「第百十五條の十二第六項」に改める。

第百十五條の十九第一号中「第百十五條の十二第二項第五号又は第九号（八に該当する者が）」を「第百十五條の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。」、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）、又は第十二号（第五号の三に該当する者で、）を「第百十五條の十二第二項第三号」を「第百十五條の十二第四項第三号から第六号までのいずれかに改め、同条第三号中「第百十五條の十二第五項」を「第百十五條の十二第六項」に改め、同条第十三号中「の役員等のうちに」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第百十五條の二十二第一項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改め、同条第二項第四号の二（「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第四号の三とし、同

項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第百十五條の二十二第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「、第四号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「（当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする）が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第百十五條の二十九第一号中「第百十五條の二十二第二項第四号」の下に「、第四号の二」を加える。

第百十五條の三十五第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に關して必要があると認めるときは、当該報告をした介護予防サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第百十五條の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第百十五條の三十六第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百十五條の四十二第三項中「第百十五條の三十六第三項及び」を削る。

第六章中第百十五條の四十七を第百十五條の四十八とする。

第百十五條の四十六第一項中「実施」の下に「に係る方針を示して、当該包括的支援事業」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「第百十五條の四十四第一項第一号及び第二項各号」を「第百十五條の四十五第一項第一号及び第三項各号」に改め、同条に次の四項を加える。

5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるとして厚生労働省令で定める基準に適合する者同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができ。

6 前項の規定により第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。第百十五條の四十六を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十五中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サ一ビス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

第百十五條の四十五を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の四十四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「事業」の下に「及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「市町村は、」の下に「第一項各号及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サ一ビス又は地域密着型介護予防サ一ビスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サ一ビス若しくは特例介護予防サ一ビス費に係る介護予防サ一ビス又は指定地域密着型介護予防サ一ビス若しくは特例地域密着型介護予防サ一ビス費に係る地域密着型介護予防サ一ビス（以下この号において「特定指定介護予防サ一ビス等」という。）を受け

ている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サ一ビス等と同じ種類の介護予防サ一ビス又は地域密着型介護予防サ一ビスを除く。）を行う事業

二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立した日常生活の支援のための事業であつて、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特例介護予防サ一ビス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じ、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

第百十五條の四十四を第百十五條の四十五とし、第五章第十節中第百十五條の四十三の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サ一ビスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サ一ビスを利用する機会の確保に資するため、介護サ一ビスの質及び介護サ一ビスに従事する従業者に関する情報（介護サ一ビス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サ一ビス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第百十七條第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、

同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

第百十七條第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サ一ビスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 指定居宅サ一ビスの事業、指定地域密着型サ一ビスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サ一ビス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サ一ビスの事業、指定地域密着型介護予防サ一ビスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サ一ビス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自

立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

第百十八条第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域」とに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種別ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスの提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

二 介護サービスの情報の公表に関する事項
三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスの及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
第百二十二条の二第二項中「第百十五条の四

十四第一項第一号に掲げる事業」を「第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業に「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第二項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第二項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十三条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十四条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十六条第一項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条中「すべて」を「全て」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第百七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの
第百七十六條第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号

に掲げるものを除く。）
第百二十三条の四を第百二十三条の五とし、第百二十三条の三を第百二十三条の四とし、第百二十三条の二を第百二十三条の三とし、第百二十三条の次に次の一条を加える。

（大都市等の特例）

第百二十三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第百二十五条第二項中「第二十四条の二第二項」の下に、「第二十四条の三第二項」を加え、「第百十五条の四十五第五項（第百十五条の四十六第三項）を「第百十五条の四十六第六項（第百十五条の四十七第三項）に改める。

第百八条中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。

第百十三条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。

附則第六條第二項中「（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。）を削る。

附則第八條の表第七十八條の二第四項第五号の二の項中「第七十八條の二第四項第五号の二」を「第七十九條第二項第四号の二」に改める。附則に次の二条を加える。

（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）

第九條 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際の市の町村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の事業を行う事業所に係る第四十二條の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。となつた場合において、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第九條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の住所の特例対象施設に継続して入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしていて住所の特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九條の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被

保険者とする。

一 継続して入所等をしていて二以上の住所の特例対象施設のそれぞれに入所等をする事によりそれぞれの住所の特例対象施設の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の住所の特例対象施設のうち最初の住所の特例対象施設に入所等をした際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入所等をしていて二以上の住所の特例対象施設のうち一の住所の特例対象施設から継続して他の住所の特例対象施設に入所等をする事(以下この号において「継続入所等」という。)により当該一の住所の特例対象施設の所在する場所以外の場所から当該他の住所の特例対象施設の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行ったと認められる被保険者であつて、最後に行った特定住所変更に係る継続入所等の際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

三 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を住所の特例対象施設とみなして、第十三条の規定を適用する。

(財政安定化基金の特例)

第十条 都道府県は、平成二十四年度に限り、第四百四十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

二 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率(平成二十四年度から平成二十六年度までの間のもの

に限る。)の増加の抑制を図るため、政令で定めるところにより、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に交付しなければならぬ。

三 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額の三分の一に相当する額を国に納付しなければならない。

四 国は、前項の規定による納付があつた場合においては、その納付された額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

五 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額から第二項及び第三項の規定による額の合計額を控除した額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

(老人福祉法の一部改正)

第二条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中 第四章の二 指定法人(第二十八条の二) 第四章の三 有料老人ホーム(第二十九条―第三十一条の五) 第四章の四 有料老人ホーム(第二十九条―第三十一条の五) 第四章の五 有料老人ホーム(第二十九条―第三十一条の五)に改める。

第五条の二 第一項中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス費」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは」を加え、同条に次の一項を加える。

七 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所

介護又は小規模多機能型居宅介護(以下「訪問介護等」という。)を含むものに限る。)に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせる事により提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第十条の四第一項第一号中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)」を加え、同項第五号中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改め、同項に次の一号を加える。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあっては、厚生労働省令で定める部分に限る。))に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。))を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

第十四条の四を次のように改める。

(家賃等以外の金品受領の禁止等)

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

二 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

三 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十五条第四項中「社会福祉法人」の下に「及び社会医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。以下同じ。)」を加え、同条第六項中「第百八条第二項第一号」を「第百八条第二項」に改める。

第十六条第三項及び第四項中「社会福祉法人」の下に「及び社会医療法人」を加える。

第十八条の二第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第二十条の八第二項中「次に掲げる事項」を「当該市町村の区域において確保すべき老人福

祉事業の量の目標に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「市町村老人福祉計画」の下に「第二項に規定する事項に係る部分に限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市町村老人福祉計画」を「市町村」に、「作成されなければならない」を、「市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「短期入所生活介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に、「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

第二十条の九第二項中「次に掲げる事項」を「介護保険法第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における介護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に、「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資

質の向上のために講ずる措置に関する事項第二十一条第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。

第四章の二を削る。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者（以下「入居者」という。）を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の一項を加える。

6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第四章の三を第四章の二とする。

第三十二条の次に次の二項を加える。

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び

活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第三十四条の二第二項中「第二十九条第七項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。

第三十九条中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改める。

第四十条第一号中「第二十八条の十二第一項若しくは」を削り、「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改める。

附則第六条の二中（昭和二十三年法律第二百五号）を削る。

附則第七条第一項中「社会福祉法人」の下に「又は社会医療法人」を加え、「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉法人」の下に「又は社会医療法人」を加える。

（社会福祉法の一部改正）
第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業を」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の改正規定を加える。

附則第二条中（同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。）を削る。

第二十六条のうち介護保険法第七十二条第二項の改正規定中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

附則第一、条第六号中「及び第百十一条の二」を「第百十一条の二及び第百三十条の二」に改め

る。

附則第百三十条の次に次の一条を加える。

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七十七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定

をすることがあるがなされていらないものについて、この場合においては、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があったときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第三十一條中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為の下に」並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

第五條 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四條」を「第五十六條」に改める。

第二條第二項中「応じた介護」の下に「喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要となる行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。」を加える。

第三條第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。

第四十七條第二項中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改める。

第四十八條の二を第四十八條の十一とし、第四十八條の次に次の九條を加える。

（保健師助産師看護師法との関係）

第四十八條の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第三十一條第一項及び第三十二條の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。

2 前項の規定は、第四十二條第二項において

準用する第三十二條第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられていない者については、適用しない。

（喀痰吸引等業務の登録）

第四十八條の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等介護福祉士が行うものに限る。）の業務（以下「喀痰吸引等業務」という。）を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録（以下この章において「登録」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日

四 その他厚生労働省令で定める事項

（欠格事項）

第四十八條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八條の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第四十八條の五 都道府県知事は、第四十八條の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第四十八條の三第二項各号に掲げる事項（変更等の届出）

第四十八條の六 登録を受けた者（以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）は、第四十八條の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。

（登録の取消し等）

第四十八條の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ぜることができる。

一 第四十八條の四各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十八條の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

（公示）

第四十八條の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第四十八條の六第一項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があつたとき。

三 第四十八條の六第二項の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

（準用）

第四十八條の九 第十九條及び第二十條の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

（厚生労働省令への委任）

第四十八條の十 第四十八條の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十三條に次の二号を加える。

四 第四十八條の三第一項の規定に違反し、同項の登録を受けずに、喀痰吸引等業務を行つた者

五 第四十八条の七の規定による喀痰吸引等

業務の停止の命令に違反した者

第五十四条の次に次の二条を加える。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則に次の二十六条を加える。

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

第三条 介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。)を行うことを業とすることができ

る。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他

の医療関係者との連携を保たなければならない。

第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が行う研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

4 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に関し必要な事項は、政令で定

める。

一 前項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

5 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。)の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録(次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」という。)を受けた者若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(登録の申請)

第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行うおととする者の申請により行う。

(欠格事項)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければ

ならない。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足るものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 その他厚生労働省令で定める事項

(登録の更新)

第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

(変更の届出)

第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務規程)

第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 附則第七条各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 附則第十一条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。

三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十

規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定行為業務の登録)

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為認定特定行為業務従事者が行うものに限る。の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の三第二項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。)」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の四第三号中「第四十八条の七」とあるのは「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」と、第四十八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第四十八条の六第一項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第二項及び第三項

並びに第四十八条の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

(罰則)

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関(その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、特定行為業務を行つた者

二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 附則第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

したとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第二項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第二十条第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四条第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(第四十八条の四第三号の規定の適用関係)
第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同条中「第四十八条の七」とあるのは、「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。)」とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち社会福祉士及び介護福祉士法第四十四条の改正規定の次に次のように加える。

附則第二十八条の見出しを(「第三条第四号の規定等の適用関係」)に改め、同条中「附則第二十条第二項を(「附則第二十七条第二項」)に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一

項として次の一項を加える。

第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同条中「第四十一条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項及び附則第四条第三項」とする。

附則第二十八条を附則第三十七条とする。

附則第二十七条中「附則第四条第四項」を「附則第十二条第四項」に改め、同条を附則第三十六条とする。

附則第二十六条中「附則第二十三条」を「附則第三十一条第三号若しくは第四号」に改め、同条を附則第三十五条とする。

附則第二十五条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第三十四条とする。

附則第二十四条第一号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同条第三号から第四号までの規定中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第三十三条とする。

附則第二十三条第二号中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの

二 附則第七条の規定に違反した者

附則第二十三条を附則第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第

十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。

附則第二十二条中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第三十条とする。

附則第二十一条の前の見出し及び同条を削る。

附則第二十条第二項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第二十七条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(罰則)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五条第三項において準用する第十六条第一項の規定に違反した者

二 附則第八条において準用する第四十六条の規定に違反した者

三 附則第十二条第二項の規定に違反した者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十九条 附則第五条第三項において準用する第二十二条第二項の規定による登録事

務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

附則第十九条中「附則第六条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第十八条を附則第二十五条とする。

附則第十七条第二号中「附則第十一条」を「附則第十八条」に改め、同条第三号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同条を附則第二十四条とする。

附則第十六条第一号中「附則第七条各号」を「附則第十四条各号」に改め、同条第二号中「附則第十一条から第十三条まで」を「附則第十八条から第二十条まで」に改め、同条第四号中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第二十三条とする。

附則第十五条中「附則第十条」を「附則第七号」に改め、同条を附則第二十二号とする。

附則第十四条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第二十一号とする。

附則第十三条を附則第二十条とし、附則第十二条を附則第十九号とする。

附則第十一条中「附則第八条第二項各号」を「附則第十五条第二項各号」に改め、同条を附則第十八号とする。

附則第十条中「附則第八条第一項各号」を「附則第十五条第一項各号」に改め、同条を附則第十七号とする。

附則第九条を附則第十六条とする。

附則第八条第一項中「附則第六条」を「附則第十三条」に改め、同条を附則第十五号とする。

附則第七条第三号中「附則第十六条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第十四号とする。

附則第六條を附則第十三條とする。

附則第五條第二項中「附則第九條まで並びに附則第十六條、第十七條及び第十九條」を「附則第十六條まで並びに附則第二十三條、第二十四條及び第二十六條」に改め、同條を附則第十二條とする。

附則第四條を附則第十一條とし、附則第三條を附則第十條とする。

第三條のうち、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二條を附則第十五條とし、附則第一條の次に十三條を加える改正規定中「附則第十五條」を「附則第九條」に、「次の十三條」を「次の七條」に改め、同改正規定のうち附則第二條に係る部分中「介護等」の下に「喀痰吸引等を除く。」を加え、同改正規定のうち附則第九條から第十四條までに係る部分を削る。

附則第一條中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

（福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正）

第七條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一條・第二條）

第二章 基本方針等（第三條―第六條）

第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七條）

第四章 地方公共団体の講ずる措置等（第八條―第十條）

附則

第三章を削る。

第四章中第二十條を第七條とし、第二十一條を削り、同章を第三章とする。

第五章中第二十二條を第八條とし、第二十三條を第九條とし、第二十四條を第十條とし、同章を第四章とする。

第六章を削る。

第六條を削る。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條（老人福祉法目次の改正規定、同法

第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三

を第四條の二とする改正規定及び同法第四十

條第一號の改正規定（第二十八條の十二、第

一項若しくは）を削る部分に限る。）に限る。）

第四條、第六條及び第七條の規定並びに附則

第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、

第四十一條及び第五十一條から第五十三條

の特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十二年法

律第四十号）附則第一條ただし書中の改正規定及び同条各号を

削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）

二 第一條（介護保険法第十三條第一項第二号

の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三

條、第二十七條（国民健康保険法昭和二十三

年法律第九十二号）第六十六條の二、第三

十六條の改正規定（同条第二十二項を「同法

第八條第二十四項」に改める部分を除く。）に

限る。）第二十八條、第三十四條（高齢者の

医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律

第八十号）第五十五條第一項第五号の改正規

定（同条第二十二項を「同法第八條第二十四

項」に改める部分を除く。）に限る。）及び第三

十五條の規定 この法律の施行の日又は高齢

者の居住の安定確保に関する法律等の一部を

改正する法律（平成二十三年法律第 号）

の施行の日のいずれか遅い日

（検討）

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律の規定による改正後の規定の施

行の状況について検討を加え、必要があると認

めるときは、その結果に基づいて所要の措置を

講ずるものとする。

（介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の

際現に第一條の規定による改正前の介護保険法

（以下「旧介護保険法」という。）第十三條第一項

第二号に掲げる特定施設（第一條の規定による

改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」とい

う。）第十三條第二項第二号に掲げる特定施設に

該当するものを除く。）に入居している旧介護保

険法第十三條第二項に規定する住所持特例対象

被保険者については、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行の日以下「施行日」とい

う。）前にされた旧介護保険法第七十條第一項

（旧介護保険法第七十條の二第四項（旧介護保

険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百

十五條の二十一及び第百十五條の三十一）にお

いて準用する場合を含む。）において準用する場

合を含む。）を、第七十八條の二第一項、第七十九

條第一項（旧介護保険法第七十九條の二第四項に

おいて準用する場合を含む。）の第八十六條第一

項（旧介護保険法第八十六條の二第四項にお

いて準用する場合を含む。）の第九十四條第一項

（旧介護保険法第九十四條の二第四項にお

いて準用する場合を含む。）の第百十五條の二第

一項、第百十五條の十二、第二項又は第百十五條

の二十二第一項の指定若しくは指定の更新の申請

又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、

この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新

又は許可若しくは許可の更新をするかどうかの

処分がなされていないものについてのこれらの

処分については、なお従前の例による。

第五條 新介護保険法第七十條第二項（新介護保

険法第七十條の二第四項（新介護保険法第七十

八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の

二十、及び第百十五條の三十一）において準用す

る場合を含む。）において準用する場合を含む。）

を、第七十七條第一項、第七十八條の二、第四

項（新介護保険法第七十八條の十四第三項にお

いて準用する場合を含む。）の第七十八條の十

（新介護保険法第七十八條の十七の規定により

読み替えて適用される場合を含む。）の第七十九

条第二項（新介護保険法第七十九條の二第四項

において準用する場合を含む。）の第八十四條第

一項、第八十六條第二項（新介護保険法第八十

六條の二、第四項において準用する場合を含む。）

の第九十一條第一項、第九十四條第三項

（新介護保険法第九十四條の二第四項にお

いて準用する場合を含む。）の第百四十四條第一項、第

百十五條の二第二項、第百十五條の九第一項、第

百十五條の十二、第二項、第百十五條の十九、第

百十五條の二十二第二項及び第百十五條の二十

九の規定は、施行日前にした行為によりこれら

の規定に規定する労働に関する法律の規定で

あつて政令で定めるものにより刑に処せられた

者については、適用しない。

第六條 新介護保険法第七十條第二項（新介護保

険法第七十條の二第四項（新介護保険法第七十

八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の

二十一及び第百十五條の三十一）において準用す

る場合を含む。）において準用する場合を含む。）

を、第七十八條の二第四項（新介護保険法第七

十八條の十四第三項において準用する場合を含

む。）の第七十九條第二項（新介護保険法第七

十九條の二第四項において準用する場合を含む。）

の第八十六條第二項（新介護保険法第八十六

條の二、第四項において準用する場合を含む。）

の第九十四條第三項（新介護保険法第九十四

條の二、第四項において準用する場合を含む。）

の第百十五條の二第二項、第百十五條の十二、第二項及び第百十五條の二十二第二項の規定

は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収

等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）

に基づく保険料の滞納処分については、適用し

ない。

第七條 施行日から起算して一年を超えない期間

内において、新介護保険法第七十條第二項第一

号に規定する都道府県の条例が制定施行される

までの間は、同条第三項に規定する厚生労働省

令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の

条例で定める者とみなす。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内に
おいて、新介護保険法第七十八條の二第一項の
規定に基づく市町村(特別区を含む。以下同
じ。)の条例が制定施行されるまでの間における
当該市町村に係る新介護保険法第四十二條の二
第一項本文の規定に対する新介護保険法第七
十八條の二第一項の規定の適用については、同項
中「二十九人以下であつて市町村の条例で定め
る数であるもの」とあるのは、「二十九人以下で
あるもの」とする。

3 施行日から起算して一年を超えない期間内に
おいて、新介護保険法第七十八條の二第四項第
一号に規定する市町村の条例が制定施行される
までの間は、同条第五項に規定する厚生労働省
令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条
例で定める者とみなす。

4 施行日から起算して一年を超えない期間内に
おいて、新介護保険法第八十六條第一項の規定
に基づく都道府県の条例が制定施行されるまで
の間における当該都道府県に係る新介護保険法
第四十八條第一項第一号の指定に対する新介護
保険法第八十六條第一項の規定の適用について
は、同項中「三十人以上であつて都道府県の条
例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人
以上であるもの」とする。

5 施行日から起算して一年を超えない期間内に
おいて、新介護保険法第十五條の二第二項第
一号に規定する都道府県の条例が制定施行され
るまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働
省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県
の条例で定める者とみなす。

6 施行日から起算して一年を超えない期間内に
おいて、新介護保険法第十五條の二第二項第
一号に規定する市町村の条例が制定施行され
るまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働
省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の
条例で定める者とみなす。

第八條 新介護保険法附則第九條の規定は、同条
第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福

第七部

厚生労働委員会会議録第十一号 平成二十三年六月七日【参議院】

祉施設に施行日以後になつたものに入所してい
る介護保険の被保険者(同項に規定する変更前
介護老人福祉施設に入所することにより、当該
変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所
を変更したと認められる者に限る。)であつて、
当該変更前介護老人福祉施設に入所した際、当
該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以
外の市町村の区域内に住所を有していたと認め
られるものについて、適用する。

第九條 この法律の施行のために必要な条例の制
定又は改正、新介護保険法第二十四條の三第
一項の指定の手続、新介護保険法第七十八條の二
の規定による新介護保険法第四十二條の二第
一項本文の指定の手続(定期巡回・随時対応型訪
問介護看護及び複合型サービスに係るものに限
る。)、新介護保険法第七十八條の十三第一項の
規定による新介護保険法第四十二條の二第一
項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前に
本文の指定の手続その他の行為は、施行日前に
おいても行うことができる。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十條 第二條の規定による改正後の老人福祉法
(以下「新老人福祉法」という。)(第十四條の四
第一項の規定は、施行日の前日までに第二條の規
定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉
法」という。)(第十四條の規定による届出がされ
た認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者
については、平成二十七年四月一日以後に受領
する金品から適用する。

2 新老人福祉法第十四條の四第三項の規定は、
認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる
住居に施行日以後に入居した者に係る前払金に
ついて適用する。

3 新老人福祉法第二十九條第六項の規定は、施
行日の前日までに旧老人福祉法第二十九條第一
項の規定による届出がされた同項に規定する有
料老人ホームについては、平成二十七年四月一
日以後に受領する金品から適用する。

4 新老人福祉法第二十九條第八項の規定は、同
条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以

後に入居した者に係る前払金について適用す
る。

第十一條 新老人福祉法第十五條第四項の認可の
手続(同項に規定する社会医療法人に係るもの
に限る。)(その他の行為は、施行日前においても
行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴
う経過措置)
第十二條 平成二十四年四月一日から平成二十
七年三月三十一日までの間においては、第五條の
規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士
法(以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」とい
う。)(第二條第二項中「介護(喀痰吸引その他のそ
の者が日常生活を営むのに必要な行為であつ
て、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働
省令で定めるもの)に限る。以下「喀痰吸引等」と
いう。を含む。)(とあるのは「介護」と、新社会
福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会
福祉又は保健医療とあるのは「社会福祉」と、
新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一
項中「介護の業務に従事する者(介護福祉士を除
く。次条第二項において同じ。)(とあるのは「介
護の業務に従事する者」と、同条第一項とあ
るのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等」とあ
るのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障
害があることにより日常生活を営むのに支障が
ある者が日常生活を営むのに必要な行為であつ
て、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働
省令で定めるもの)に限る。附則第八條第一項第
一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。)
とする。

2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八條の
二第一項及び第四十八條の三第一項の規定は、
平成二十七年三月三十一日までは、適用しな
い。

第十三條 平成二十七年四月一日に介護福祉士
の登録を受けている者及び同日に介護福祉士とな
る資格を有する者であつて同日以後に介護福祉
士の登録を受けたもの(以下この条において「特

定登録者」という。)(については、新社会福祉士
及び介護福祉士法第二條第二項、第三條第三
号に係る部分に限る。)(及び第四十八條の二第
一項の規定は適用せず、第五條の規定による改正
前の社会福祉士及び介護福祉士法第二條第二項
及び第三條第三号に係る部分に限る。)(の規定
は、なおその効力を有する。

2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平
成三十七年三月三十一日までの間に申請をした
場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福
祉士及び介護福祉士法第二條第二項、第三條
(第三号に係る部分に限る。)(及び第四十八條の
二第一項の規定を適用する。

3 前項の申請をしようとする特定登録者は、そ
の申請に先立つて厚生労働大臣が指定する研修
の課程(次項及び第五項において「指定研修課
程」という。)(を修了しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を
受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係
る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した
旨の付記をしなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉
士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、
その者が指定研修課程を修了した旨の付記をし
た介護福祉士登録証(次項において「特定登録
証」という。)(を交付しなければならない。

6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた
特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けてい
る介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しな
ければならない。

7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に
係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要
な事項は、厚生労働省令で定める。

8 特定登録者に対する第六條の規定による改正
後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改
正する法律第三條の規定による改正後の社会福
祉士及び介護福祉士法(次条第三項において「改
正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。)(
附則第十條第一項の規定の適用については、同

項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士（介護サービス）の基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えていない者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者」とに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に「応じて」とあるのは

「喀痰吸引等」という。）のうち」とし、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第一項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）附則第十四条第一項の規定による認定を受けた者」とに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に「応じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。

4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による交付について準用する。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項及び第二十条第一項の登録並びに前条第一項の認定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第十六条 附則第十四条第四項において準用する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

（健康保険法の一部改正）
第十七条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条 第一項中「第八十八条第二十五項を『第八十八条第二十七項』に改める。

第八十九条 第二項中「指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者）を『指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。第二項において同じ。）の指定、同法第四十二条の二第一項本文の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するもの）に改め、『指定介護予防サービス事業者（訪問看護事

業を行う者』の下に『のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するもの』を加え、同条第三項中「指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止」の下に、「同法第七十八条の十（同法第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項若しくは同法第七十八条の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効」を加える。

第九十八条 第一項中「第二百二十九条第二項第二号及び」を「同号及び」に、「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八十四条第四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第二百三十五条第一項において同じ。）若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に、指定施設サービス等をいう。第二百二十九条第二項第二号を「第八十八条第二十三項を『第八十八条第二十五項』に、『第二百二十九条第二項第二号において同じ。』若しくはこれを『同号』において同じ。』若しくはこれに改める。

第二百二十九条 第二項第二号中「施設介護サービス費の支給（を）」を「地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この号、第二百三十五条第四項及び第二百四十五条第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第二百三十五条第四項及び第二百四十五条第一項におい

て同じ。）、施設介護サービス費の支給（に）改め、施設介護サービス費の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、「施設サービス」を「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第二百四十五条 第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、「施設サービス」を「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

（地方自治法の一部改正）
第十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九 第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 介護保険に関する事務
（地域保健法の一部改正）
第二十条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百

二）に改め、施設介護サービス費の支給（に）改め、「支給、特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第二百五十五条 第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、「施設サービス」を「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

（船員保険法の一部改正）
第十八条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条 第一項中「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八十四条第四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれらに相当するサービス、施設介護サービス費に、指定施設サービス等をいう。第二百二十九条第二項第二号を「第八十八条第二十三項を『第八十八条第二十五項』に改め

る。

（地方自治法の一部改正）
第十九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九 第一項第七号の次に次の一号を加える。
七の二 介護保険に関する事務
（地域保健法の一部改正）
第二十条 地域保健法（昭和二十二年法律第一百

号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第二十一條 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二第二項中「同条第十五項を」同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に、「同条第十六項を同条第十七項に」、「同条第十七項を同条第十八項に」、「同条第十八項を同条第十九項に」、「及び同条第十九項を」同条第二十項に改め、「地域密着型特定施設入居者生活介護の下に」及び同条第二十二項に規定する複合型サービスを加え、同条第四項中「第八条第二十項を」第八条第二十一項に、「同条第二十四項を」同条第二十六項に、「同条第二十五項を」同条第二十七項に改め、同条第六項中「百十五條の四十五第一項を」百十五條の四十六第一項に改める。

第十九條第三項中「第八条第二十四項を」第八条第二十六項に改める。

第三十一條第四項中「第八条第二十項を」第八条第二十一項に、「同条第二十五項を」同条第二十七項に改める。

附則に次の一項を加える。

(介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例)

15 第三十四條の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助(施設介護に限る。以下同じ。)を介護老人福祉施設に委託して行っている場合は、当該介護老人福祉施設が入所定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設となつた場合においても、当該被保護者に対する介護扶助を当該地域密着型介護老人福祉施設に継続して委託して行っている間は、その者に対して保護を行うべき者については、その者に係る委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の生活保護法以下「新生活保護法」という。第五十四條の二第一項の指定の手続は、施行日前においても行うことができる。

第二十三條 新生活保護法附則第十五項の規定は、新生活保護法第三十一條第四項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに新生活保護法第三十四條の二第二項の規定により委託して介護扶助が行われている新生活保護法第六條第一項に規定する被保護者について、適用する。

(地方税法の一部改正)

第二十四條 地方税法昭和二十五年法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第四項第四号の九及び第三百四十八條第二項第十号の五中「第百十五條の四十五第一項を」第百十五條の四十六第一項に改める。

第五百八十六條第二項第五号の二中「第八条第二十五項を」第八条第二十七項に改める。

第七百一十一條の三十四第三項第九号中「第八条第二十五項を」第八条第二十七項に改め、同項第十号の八中「第百十五條の四十五第一項を」第百十五條の四十六第一項に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第二十五條 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第四條の三中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第五條第一項第三号中「第八条第十六項を」第五条の二に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第十二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十六條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項中「施設介護サービス費

(を)「地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七條の五第一項において同じ。)、特例地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七條の五第一項において同じ。)、施設介護サービス費(を)に、「第八条第二十三項を」第八条第二十五項に、「が介護保険法を」が同法に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第八十七條の五第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第二十七條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項中「施設介護サービス費

(を)「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービス(を)いう。若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。)、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第百十六條の二第一項第六号中「特定施設の下に」(老人福祉法第二十九條第一項に規定する

有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。を)を除く。を)を加え、「同条第二十二項を」同法第八條第二十四項に改める。

附則第五條の次に次の一條を加える。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第五條の二 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の市町村(当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設(同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二條の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。)となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設(以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。)を含む二以上の病院等(第百十六條の二第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に継続して入院、入

所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設（のそれぞれに入院等をする）により直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれが所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

一 継続して入院等をしていて二以上の病院等のそれぞれに入院等をする（ことによりそれぞれの病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

二 継続して入院等をしていて二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をする（ことにより当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所へ住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村（変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第百十六條の二の規定を適用する。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の国民健康保険法第百十六條の二第二項第六号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）第百十六條の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をしている国民健康保険の被保険者については、なお従前の例による。

第二十九條 新国保法附則第五條の二の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所をしている国民健康保険の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

（道路交通法の一部改正）

第三十條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十條第一項第二号の二中「第八條第十六項を「第五條の二」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第九十七條の二第一項第三号イ中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第三十一條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十一條第一項中、「施設介護サービス費（を）」を、「地域密着型介護サービス費（同法の規定

による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六條第一項において同じ。）、特例地域密着型介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六條第一項において同じ。）、施設介護サービス費（に、「第八條第二十三項を「第八條第二十五項に、「が介護保険法を」が同法に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居室介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第九十六條第一項及び第百四十四條の三第二項の表第九十六條第一項の項中「特例居室介護サービス費」の下に、「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第三十二條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第百七十六條第一項第一号（連合会の業務に掲げる業務及び」を「第百七十六條第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号（連合会の業務）に掲げる業務並びに」に改める。

（登録免許税法等の一部改正）

第三十三條 次に掲げる法律の規定中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改める。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十四の項の第三欄の第二号
二 地価税法（平成三年法律第六十九号）別表第一第五号
三 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第二条第二項

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）
第二十四條 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を次のように改正する。
第二十九條第一項中「第百十五條の四十四第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改める。

第五十五條第一項第五号中「特定施設」の下に「（老人福祉法第二十九條第一項に規定する有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（介護保険法第八條第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）を加え、同条第二十二項を「同法第八條第二十四項」に改める。

附則第二條中「第八條第二十二項」を「第八條第二十四項」に改める。

附則第十三條の六を附則第十三條の七とし、附則第十三條の五の次に次の一条を加える。

（指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例）

第十三條の六 指定介護老人福祉施設（介護保険法第四十八條第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合（当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が入所定員の減少により同法第八條第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設（同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第四十二條の二第

一 項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている間は、第五十条の規定にかかわらず、当該他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の病院等（第五十五条第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。）に継続して入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）をしていた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等（以下この項において「直前入院病院等」という。）及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれに入院等をするにより直前入院病院等及及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入院等被保険者」という。）については、この限りでない。 2 特定継続入院等被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第五十条の規定にかかわらず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。 一 継続して入院等をして二以上の病院等のそれぞれに入院等することによりそれぞれに入院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際他の後期高齢者医療広域連合変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後	期高齢者医療広域連合 二 継続して入院等をして二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等すること（以下この号において「継続入院等」という。）により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所へ住所の変更（以下この号において「特定住所変更」という。）を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合（変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後期高齢者医療広域連合 3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。 （高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設（前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「新高齢者医療確保法」という。）第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居をして後期高齢者医療の被保険者については、なお従前の例による。 第三十六条 新高齢者医療確保法附則第十三条の六の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所をして後期高齢者医療の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老	人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。 （第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正） 第三十七条 第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。 第二十四条の二の次に次の一条を加える。 （指定都道府県事務受託法人） 第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができ	一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。） 二 その他厚生労働省令で定める事務 2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 4 都道府県は、第一項の規定により事務を委
託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。 6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。 第七十条第二項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」を加え、「第七十条第三項第四号の二」を「第七十条第三項第四号の三」に改める。 第七十条第三項第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。 四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第七十条第四項中「第七十条第二項第一号」を「第七十条第二項」に改める。 第七十条第四項第一号中「第四号」を「から第四号の二まで」に、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。 第七十条第三十五第二項及び第三項を次のように改める。 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。 第七十条第三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。 第七十条第三十六第一項中「前条第二項」を	人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。 （第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正） 第三十七条 第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）の一部を次のように改正する。 第二十四条の二の次に次の一条を加える。 （指定都道府県事務受託法人） 第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）に委託することができ	一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務（これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。） 二 その他厚生労働省令で定める事務 2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。 4 都道府県は、第一項の規定により事務を委	託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。 6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。 第七十条第二項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」を加え、「第七十条第三項第四号の二」を「第七十条第三項第四号の三」に改める。 第七十条第三項第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の一号を加える。 四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 第七十条第四項中「第七十条第二項第一号」を「第七十条第二項」に改める。 第七十条第四項第一号中「第四号」を「から第四号の二まで」に、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。 第七十条第三十五第二項及び第三項を次のように改める。 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。 第七十条第三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。 第七十条第三十六第一項中「前条第二項」を

「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百十五條の四十二第三項中「第百十五條の三十六第三項及び」を削る。

第六章中第百十五條の四十七を第百十五條の四十八とし、第百十五條の四十四から第百十五條の四十六までを一条ずつ繰り下げ、第五章第十節中第百十五條の四十三の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第百十七條第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

第百十七條第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

・ 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項

第百十八條第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同

条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四條第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画において、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

第百三條の三を第百三條の四とし、第百三條の二を第百三條の三とし、第百三條の次に次の一条を加える。

規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第百五條第二項中「第二十四條の二第三項」の下に「第二十四條の三第二項」を加え、「第百十五條の四十五第五項（第百十五條の四十六第三項）」を「第百十五條の四十六第五項（第百十五條の四十七第三項）」に改める。

第百八條中「質問」の下に「若しくは第二十四條の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四條第二項の規定による質問」を加える。

第百三十三條第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四條の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四條第一項の規定による質問」を加える。

（平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置）

第三十八條 前条の規定による改正後の平成十八年旧介護保険法（以下「改正後の平成十八年旧介護保険法」という。）第百七條第三項（改正後の平成十八年旧介護保険法第百七條の二第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第百十四條第一項の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

第三十九條 改正後の平成十八年旧介護保険法第百七條第三項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の滞納処分については、適用しない。

（介護保険法施行法の一部改正）

第四十條 介護保険法施行法平成九年法律第百二十四号の二の部を次のように改正する。

第十三條第一項中「第八條第二十二項」を「第八條第二十四項」に改める。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第四十一條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五

号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十三号中「第二十号」を「第七号」に改める。

第十八条及び附則第十二条第三項中「第二十条第一号」を「第七号第一号」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四十一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第百八条第二項第一号」を「第百八条第二項」に改め、「社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。」の下に「及び社会医療法人(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。)」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 この法律の施行の際現に前条の規定

による改正前の構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する特別養護老人ホームを設置している同項に規定する選定事業者(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。)は、施行日において新老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けたものとみなす。

(介護保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「(次条において「新老人福祉法」という。)を削る。

附則第十七条第一項中「新老人福祉法第十四条の四を「老人福祉法第十四条の四第二項」に改め、同条第二項中「新老人福祉法第二十九条第五項」を「老人福祉法第二十九条第七項」に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する

支援等に関する法律の一部改正)

第四十五条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同項第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第十一条第一項中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。

第十六条中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第四十六条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

(介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「新介護保険法」を「介護保険法」に、「第五項第一号の三」を「第六項第一号の三」に、「第三項第一号の三」を「第四項第一号の三」に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第四十七条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を

「第百十五条の四十六第二項」に改め、同条第二項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同条第三項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改め、同条第五項第一号中「第百十五条の四十五第二項」を「第百十五条の四十六第二項」に改める。

附則第一条ただし書中「次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるを(附則第十五条の規定は、総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の公布)に改め、同条各号を削る。

附則第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

(総合特別区域法の一部改正)

第四十八条 総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項中「第百八条第二項第一号」を「第百八条第二項」に改め、「社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。」の下に「及び社会医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。)」を加える。

(総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合特別区域法第四十八条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する特別養護老人ホームを設置している同項に規定する選定事業者(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。)は、施行日において新老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けたものとみなす。

(調整規定)

第五十条 施行日が高齢者の居住の安定確保に關する法律等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新介護保険法第百八条第六項及び改正後の平成十八年旧介護保険法第百八条第六項の規定の適用については、これらの規定中「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成二十三年法律第 十六号)第三

条の二第一項」とする。

第五十一条 附則第四十条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の前日である場合には、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成二十三年六月二十二日印刷

平成二十三年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A